

55

寶
裝
東
集
成
卷
六
七



裝束集成之卷

禮集成



條名鈔履襪類云下襪、說文襪、(音末、字亦作襪、和名、之太久頭)足衣也、文子曰、文王代崇襪係解、則其物已見於
商代、實然白、自王代以來有襪、謂之角襪、前後相承中心繫帶、洎魏文帝吳妃、乃始裁縫爲之、即今樣也、以綾爲
之、洛神賦、羅襪生塵是也、

天子襪

裝束記曰、天子御束帶具條下、御襪平絹ニ金襴、錦赤地歟、裝束唯心御抄云、主上帛御服條下、御襪白平絹、衣
服令皇太子禮服云、錦襪、衣服令親王禮服云、錦襪、衣服令諸王禮服云、錦襪、衣服令內親王禮服云、錦襪、
衣服令內命婦禮服云、錦襪、

臣下襪

本草綱目、時珍曰、錦以五色絲織成文章、故字從帛從金云々、雅抄云、しろぢのにしきの、したうづなり、衣服令
諸臣禮服云、錦襪、衣服令朝服云、白襪、衣服令制服云、白襪、衣服令朝服云、衛府督佐白襪、衣服令朝服云、
兵衛白襪、衣服令朝服云、白襪、飭抄云、禮服條下、襪、白紫地等小文錦、桃花葉葉云、襪、着練貫小袖之時着用
練貫、宿老、白平絹の練り張りたるなり、飭抄云、襪、平絹、或說、夏着唐裝束之人、着顯文紗襪一重云々、或人曰、
故通宗卿爲藏人頭、鞍勝講、着唐裝束之時着之云々、足下可有有意思事云々、黒足見苦云々、佛名故人有襪合事、或練

緯之二重、或雪下紅梅、盡種々美也、近代如此事一向絶了、裝束深秘抄云、襪、白平絹チリハリタル也、束帶ノ外
 着用ナシ、老人ハ衣冠ノ時モ、蒙勅免着用ノ由也、四位五位裝束抄同文 或記云、紐シメントコロユルクナシマ
 ハス、能程ニシメ、兩ワナニ結ブ、扱ワナニ結ビタル所ニ、糸ヲ付ケ、兩ワナヲ兩ノマ、ニトメテヨキナリ、モシ練
 ノ内又ハ着座ノ内、シノヒトケシタル時、ムスブモ見苦敷故也、役多時カサチテ二足ハキテ可也、 秘事口訣云、
 襪は、田舎の衆中晴の時は、針にてとち付けたるが能きなり、 當代裝束抄云、襪練を用ふ、唐裝束の時は、色々美
 をつくしたる事ども見え侍る、凡襪は、束帶の外着用せざる事なり、衣冠の時不用之、但衣冠時用事有子細、襪は
 き襪口傳、まきこみ糸にて閉也、 西三條裝束抄云、襪、練貫ヲ用フ、宿老ハ平絹、唐裝束ノ時ハ、色々美ヲ盡シタル
 事ドモ見エ侍ル、凡、襪ハ束帶ノ外着用セザル事ナリ、御免ヲ蒙リテハ、直衣衣冠ニテモ用ヒ侍ルナリ、 二條裝
 束抄同文、 後照念院裝束抄云、襪事、鷹北政所被仰云練貫ヲバ不用ト岡屋殿被仰、 裝束唯心御抄云、襪、練貫ハ
 公卿中將、平絹ハ老年公卿辨杯着、公卿赤地錦、殿上人紺地錦、惣地黒草也、金物有之、朝賀小朝拜節會等ノ時、主
 上モ着御也、 同云、襪、或練之足袋ニテモ不苦、 衣文愚童訓云、襪、(練或平絹)紐ハ不強弱カラザルノ間ニユヒ
 テ、末ヲ必ハサミンソフベシ、衣冠直衣ニ襪被着事、御免ナクテハ着用ナキナリ、 名目抄云、襪、練貫上臈及顯職人
 用之、平絹ハ下臈及老者用之、糸ニテ閉也、閉様ハ卷込閉之、 秘事口訣云、襪(夏冬ノ別ナシ)、着用モ夏冬トモニ
 同シ、) 或記云、直衣衣冠ハ共ニ宿直衣也、非束帶而用襪非禮歟、猶可尋、於武家免足袋可用、或說、正和二三廿七、
 新制足袋ノコトアリ、 男裝束抄云、襪事、重之時或着、(兩様共ニ有例)或ハ不着之、共ニ不苦、但束帶ノ時ハ必着
 之、 裝束拾要抄云、錦襪、白地紫地著小文錦也、尋常之襪上ニ着之云々、 雜史云、足袋子ノ唐木綿アリ、イツレ
 ニテモ用フベシ、江府ニテハ常ノ足袋ノ仕立ナリ、 雜史云、衣冠ニハ襪、於江府聞事無之、併場所ニヨリ心得可

有之也、 雜史云、襪、白練束帶之時不分用常也、武家ハ時宜ニ從フ、然モ本義ヲ用テ無誤、且今世武家唐木綿等常
 ノ足袋ヲ用フ、考節可用、衣冠時四時不用歟、然モ場所ニ因テ心得可有、 喪服事云、襪平絹、

下 查

粟津口傳云、襪ノ又下ニ履也、常ノ足袋也、錦襪時ハ猶更、常時モ履テ能ナリ、

履集成

履

倭名抄、履襪類云、履、唐韻云、草曰屨、(音菊)麻曰屨、(音句)革曰屨、(音李)和名並久豆、用轄字、音杏(黃帝臣於則造也、世本曰、于則作屨履、宋襄曰、黃帝臣、草曰屨、麻曰屨、實錄曰、三代皆以皮爲之、單底曰屨、復底曰屨、以木置履下、乾晴不畏泥濕、屨乃履之不帶者、蓋條謂之屨、朝服謂之屨、燕服謂之屨也、周禮云、屨人有赤黑二屨、素葛命功等四履、赤通名耳、續事始曰、宋元嘉元年始有風頭屨、故今人亦有風頭鞋也、事物紀原云、鞋、古者草謂之屨、皮謂之履、實錄云、夏商皆以革爲之、周以麻、晉永嘉以絲、或云、馬周始以麻爲之、名鞋也、古今注云、魏文帝、絕寵段巧笑、始制絲履、則非晉永嘉中、始以絲爲鞋矣、禮少義云、國雖靡敝、君子不履絲屨、則周人已用絲爲履也、

御草鞋

衣服令制履云、皮履、朝廷公事則服之、尋常通得着草鞋、江次第六曰、三月三日御燈事、(上略)後三條院、每出御廣庇、必召御插鞋、而故源右府被申云、可着御椅子之日、召御插鞋、自余不可然、又乍着御鞋可入御云々、裝束唯心御抄云、主上帛御服條、御草鞋、(赤地金襴)西宮記云、草履、御齋會行香間、上卿以下所着、(其形似麻鞋)近代不用之、同記云、插鞋、主上、及僧家貴女等所用、或記云、草鞋以錦飾之、如僧沓、名目抄云、天子着之、臣下不用之、但法中用之、西三條裝束抄云、草鞋天子尋常ニ召、幼主ノ時ハ糸鞋ヲ用ヒ給フ也、二條裝束抄同文、尋常通得着草鞋、或記云、无位之者、雖仕諸司、公事之外通着草鞋、况庶人車馬徒、不可着皮履、

綠烏

衣服令、內親王禮服條下云、綠烏、衣服令、命婦禮服條下云、綠烏、

烏皮履

衣服令、皇太子禮服云、烏皮履、(謂烏皮者皂皮也、寫者高鼻履)衣服令、親王禮服云、烏皮履、衣服令、諸王禮服云、烏皮履、衣服令、諸臣禮服云、烏皮履、衣服令、朝服云、烏皮履、衣服令、武官禮服條下云、烏皮靴、衣服令、朝服條下云、衛府督佐烏皮履、衣服令、朝服條下云、主師烏皮履、傍抄云、烏皮履、其圖在永治別記、三光院內府記曰、御即位ノ沓ハ、如唐人之沓、(皆朱)中ハ以錦張之有環、裝束拾要抄云、烏皮寫結緒ハ組糸也、衣服令、謂烏皮者皂皮也、御即位大嘗會等、大祀朝賀之時用之、雅抄云、くりがはのくつ、おもてにあかくすをぬりて、うらににしきのうらをおしたり、おなじきしきあり、あかきいこのをつけたり、

靴

倭名抄履襪類云、靴、唐令云、烏皮靴、赤皮靴、(音戈字亦作韠、和名化乃久都)釋名云、靴本胡服、趙武靈王所作、實錄、胡履也、趙武靈王、好胡服常短靴、以黃皮爲之、後漸以長靴、軍戎通服之、唐馬周以麻爲之、殺其鞣氈、開元中、裴叔通、以羊皮爲之、隱鹿京、加以帶子裝束、筆談曰、北齋全用胡服、長靴靴也、續事始曰、故事胡虜之服、不許着入殿者、至馬周加飾乃許也、本草綱目云、(時珍)劉涓子名曰、履者禮也、飾足以爲禮也、官職浮沈或問云、着靴昇紫宸殿事、或問、節會之時諸卿着靴、昇紫宸殿給へるは、是いにしへ於大極殿被行節會の例なりと、所謂大極殿は敷瓦なるが故に、靴を用ひられし、後世大極殿絶えて、於紫宸殿節會を行はる、は、常例なりといへども、依古例着靴殿に昇るなど申傳へたり、如何、答曰、國史之所見、上古より於紫宸殿、節會を行はる、は常例なり

り、若大極殿にして節會を行はれんは、格別の例といひつべし、しからばなんぞ大極殿の例を、紫宸殿に行はれんや、凡靴は禮の履にして、飾足爲禮也、靴は本字作鞞、所以華足、故字從革華と見えたり、又承和三年六月戊戌朔戊午、天皇御紫宸殿賜侍臣酒、且令圍碁、天皇、依炎熱脫御靴、敕侍臣同亦脫之、と續日本後紀に見えたり、然れば致毛の例によると云ふものは、妄説にして、禮服なるが故に、被用之と見えたり、雜史云、靴、宜陽殿ノ後ニテ着ス、宜陽殿代者陣ノ座ノ脇ニアリ、半靴當世モ有ナシ、雜史曰、靴ハ總體革ナリ、是ヲ黒ヌリニスル、上ニ筒アリ、是錦ノキレ也、節會ナドニ被用、右ノ筒ニ表袴ヲ入ルコトアリ、眞鍮ニテアカク紐ノヤウナルモノ有リ、武家ニハ有之ヲ不聞、

着靴例

彈正式云、凡諸衛府生以上、(左馬右馬寮准之)除衛仗日之外、皆着靴、但着布帶時、須用麻鞋、彈正式云、凡内外諸司、不論把笏非把笏者、公事公會之所悉着靴、自餘之時着履、(把笏者、雖非公會、雨泥之日聽着靴)又庶人等通着履、桃華葉云、靴、節會の内辨公卿着、行幸供奉の時用之、深沓同事也、傍抄云、靴、節會、(付立后、任大臣)行幸、行啓、列見、定考等着之、元日出仕之人爲見任者、雖不參節會令持之、故實也、或記云、不隨役參内スル、自然役ノ替リ勤ルヲ有リ、故令持靴、役ニ不參トイヘル、只參ル時干今持事也、西三條裝束抄云、靴、朝賀、小朝拜、節會、内宴等ニ、天子モ召、臣下ハ此外、即位行幸、行啓、列見、定考、駒牽、讓位、立后、立太子、任大臣、釋奠等ニモ是ヲ用フ、二條裝束抄同文、吉槐記云、乾元二年正月朔日、靴青地錦(干時大納言)次將裝束抄、節會條下云、靴、同云、節會着靴取袴、

赤皮靴

衣服令、武官禮服條下云、兵衛督赤皮靴、

靴

倭名抄履襪類云、靴、唐令云、諸給時服、春秋各給靴一兩並靴、(諸延反、楊氏漢語抄云、靴、靴裏靴也、)倭名抄履襪類云、靴帶、楊氏漢語抄云、靴條、(吐方反與鞞同)所以繫靴跟也、或以革爲之、喚云靴帶、桃華葉云、靴、靴底は赤地の錦、靴帶はひきはだの皮、有横金物、傍抄云、靴沓、華底錦、帶革有金物、(但錦色、隨老少可用歟、可有用意事也)、後照念院裝束抄云、靴花仙事、衣笠命曰、靴ノハ赤地、但丞相以前ナドハ、其青地無苦之由、普賢寺殿被仰、後日命曰、普賢寺殿仰ニハ、靴花仙者青地、而猪隈殿ハ執柄似後コソ、青地ニテハアレント被仰ト、故大納言入道者赤地也、但赤ラカナル染裝束時ハ、青地ト申キ、保安大嘗會、御禊日朝記曰、殿下御靴、窠錢用黃鳥錦、無事花麗之故也、四位五位裝束抄云、靴底、赤色ハ、左近衛大中少將等、青色右近衛大中少將並着之ノヨシ承リ候ヒキ、此通候也、○古記ニ覺え申さず候、青ハ老人も着候歟、赤ハ壯年の人、用候事に候様に、覺え申候、當代裝束抄云、靴ノ内赤地錦、内ハ綾ニテ張タルガ能キ也、政ニヨリテ、沓モ色々替有、又曰深沓ノ一也、當代裝束抄頭書云、靴ノコト、大臣ハ赤地、惣シテ大臣ハ、如何様ナル禁色ニテモ不苦、大臣以下ハ靴箋モ青地ナラデハ成ガタキ由、或書ニ見ニタリ、靴箋ハ赤地錦、靴の帶ハヒキハダノ皮、有黄金物、深沓同事也、雜史云、靴底トテ錦有之、筒ノ類ヲナス、クツニ付テ筒有リ、是ヲカザリト云、

諒闇靴

傍抄云、諒闇靴沓、保元元或秘記曰、靴、無文章綠、(色目普通)靴帶不挿、靴底淺黃絹、

半靴

倭名抄云、深頭履、其頭短者謂之半鞆、云々、今按、野人以鹿皮爲半鞆、名曰多曇云々、桃花葉葉云、半鞆、御幸供奉、直衣騎馬之時用之、名目抄云、半鞆、無縫、着下袴乘馬時、公卿以下侍以上着之、飭抄云、半鞆、直衣、衣冠、布衣、騎馬之時用之、華庭錦事如靴沓、西三條裝束抄云、半鞆、直衣、衣冠、布衣にて、騎馬の時もちふ、行幸御幸などには、束帶にても用ふ、凡騎馬の時の履なり、二條裝束抄同文、禮葉考云、半鞆、馬上の時半鞆連、常の靴に替りし沓有之、馬のはたにつく所、革の如くして面を以て作る、總じて靴と同事也、枕草紙に、雪たかう降りてといへる段云、風のいたく吹きて、よこさまに雪を吹かくれば、すこしかたぶきてあゆみくる、ふかくづ、はうくはなどのきはまで、ゆきのいと白くか、りたるこそおかしけれと有り、○壺安云、ふかくづ、はうくはなどのきはまで、雪のいと白くか、りたるとあれば、半鞆も雪のときははくにや、騎馬のときならでは、用ひざるやうにおぼえたり、仍てこ、にあげたり、高倉秘説云、當代は鹿敷もしれず、深沓よりかさひくなり、指も五本有り、馬上之時用具也、次將裝束抄云、着衣冠布袴、供奉之時半鞆、次將裝束抄云、臨時祭使、路頭半鞆、

深履

倭名抄履襪類云、深頭履、釋名云、韋履深頭曰鞆、(先立反、又鞆鞋見下文、今按、此間云、深履、其頭短者、謂之半鞆、)言其深襲履足也、西三條裝束抄云、深履、(靴沓ノヲ云フト云々)外記廳ノ政ニ公卿是ヲ用フ、尋常ニモ、甚雨深雪ノ時着用スル也、二條裝束抄同文、西宮記云、深沓上下共用之、公卿尋常政、着外記廳着用、(初着靴)式部式云、神事齊會之所、不得着深履云々、飭抄云、深沓、政始若深雪雨之時用之、無華庭有縁、(無文紫皮)後照念院裝束抄云、雨日着深沓事、永承五年、東北院行幸雨降、公卿深沓、次將着靴、資房記曰、深泥日着靴太無便宜、但執柄被定仰云々、衣云、深沓雪時相具之、不靴、不半鞆、無花仙、世俗淺深秘抄云、深沓綠革事、如政時、公卿用

紫革也、檢非違使別常用青革也、

藁深履

倭名抄履襪類云、履、史記注云、履、(居灼反、與脚同、字亦作屨、和名和良久豆)草屨也、飭抄云、藁深沓、保安五年、兩院雪見御幸、新院御烏帽子、直衣、出衣、藁深沓、有華庭、禮葉考云、藁深沓、雪見の御幸、上皇着御のよし見えたり、西三條裝束抄、裝束拾要抄等同、○今案、藁深沓は當時無之、如何様なるものに候哉、かざりを知らず、古き形有之や、見可尋事也、又華沓といふもの、御齋會行幸の日、王卿着用のよし冠抄に所見なれど、是も當時は不及見ものなり、當時議奏沓連革沓有、是は新敷もの也、菊亭議奏の時、此沓を御着有りしより、是を議奏沓連、淺沓の替に、畧儀とし御用ひ候事也、躰躰斷餘云、雪履、疊ノ面ニテヒツカ、ミノ際マヂ、筒ヲシテ、脚下ハキ能キヤウニ、コシラヘヤウアリト云々、次將裝束抄云、春日祭使路頭、藁深沓或半鞆、胡曹抄云、天治二年十月、雪見御幸之時、藁深履着御、

淺履并鼻切沓雁鼻

桃花葉葉云、履鼻切沓ト云フ物也、敷物ハ表袴ノ裂ヲ用也、飭抄云、淺沓、禁色之人沓敷用織物、(表袴之切云々、但堅文浮文可隨人也、)不然之人用平絹、皆押文、爲不混屬也、但大臣若大將不押文、不混屬故也、執柄家凡不押之歟、祭使着淺沓事、仁安三四十八、近衛使左少將脩範淺沓、飭抄云、鼻切沓、(或稱雁鼻)臨時之祭、若諸社行幸御幸、舞人試樂日、或用此沓也、土御門大納言、(于時中將)先院(隱岐)八幡賀茂御幸試樂日、着火色下重用此沓、彼時予勤仕五位舞人也、着例淺沓、大嘗會御禊、女御代前駈、用此沓事、永治元御禊、女御代前駈廿人、雁鼻沓、六位鼻切沓、通方案、永治記曰、五位前駈雁鼻、六位前駈鼻切沓ト注、若有差別歟、可尋、裝束温故抄云、淺沓は、

各別のものにて子細なし、沓しきを表の袴のきれにてはる事、ふるく沙汰しつたり、浮文堅文人によるべし、非色の人は平絹也、鼻切沓とも云ふ是也、其外深沓、毛沓、草鞋、糸鞋、麻鞋など、様々の品侍るにや、西三條裝束抄云、鼻切沓、或ハ雁鼻ト稱ス、臨時祭諸社行幸、公卿以下是ヲ用フ、舞人試樂ノ日モチフ、昔ハ四位五位ノ上官計是ヲ用フル由見エタリ、或説、雁鼻ハ又替リタル由記セリ、二條裝束抄同文、西三條裝束抄云、淺履、尋常公卿以下悉是ヲ用フ、禁色ヲ聽タル人ハ、履敷ニ表袴ノ織物ヲ用フ、非色ノ人ハ平絹也、又文ヲ押ス、大臣大將文ヲ不押、惣テ執柄家ニハ、文ヲ押サ、ルヨシ見エタリ、二條裝束抄同文、三光院内府記曰、沓、淺沓是也、黒塗有上敷杉原、紋家々紋、大將者沓紋不用之、隨身相隨故也、當代裝束抄云、沓、常束帶の時は淺沓也、貴賤用之、内を張る事、大臣職事は窠敷の切にて張也、公卿は八房藤の丸の切にて張る、殿上人は平絹の切にて張るなり、又曰、淺沓（復鼻切沓と云ふ物也）、以桐作之、次將裝束抄云、馬頭代事、參内之後當座催之、（當用左右當座下薦、下薦故障之時、又雖上薦勤之、中將猶有例）、着靴取袴、爲上説、或着淺沓取笏、次説也、本草綱目、時珍云、淺履、往古無名也、蓋又倭名鈔有木履、乃此履乎、西宮記云、履（雁鼻）上下男女通用之、西宮記云、鼻切四位五位上官着用之、近代公卿及六位任意着用、未知可否、衣文愚童訓云、淺深或裏無、（二ツ鼻緒）隨公事給ふ時は、宜陽殿のうしろにおゐて、靴に改めらる、（自余便宜之所）馬上之時は、半靴に改め給ふ也、雜史云、履常ニ用ヲ淺沓ト云フ、内ハ表袴ノキレニテ可張、新敷履ナラバ、紙ニ綿ヲ包ミ、甲ノ當取張之、足ノ痛マザルタメ、

鼻高履

倭名抄履襪類云、鼻高履、楊氏漢語抄云、突子、（突音他骨反、今僧侶所着鼻廣履是歟）、

指懸

西宮記云、指懸、四位已下着、雅抄束帶條下云、だうどうじのそめわけなどには、はなきれといふ物をはくことあり、それはさしかけて、まつりのつかひなどのがへさの日は、又六位のはれにははく物なり、くつぬひのする物なり、

錦鞋

西宮記云、錦鞋、節會時、内侍女藏人等所用也、

糸鞋

飭抄云、糸鞋、襪上着之、乍着昇堂上無憚、參入之時深泥者、乍着糸鞋着淺沓、但取去沓敷云々、糸鞋作在八幡也、仍通氏朝臣舞人勤仕之時、尋別當幸清令着之、西三條裝束抄云、糸鞋、舞人及諸衛ノ六位是ヲ着用ス、殿上ノ舞人ノ時、風流の糸鞋見エタリ、主上太子幼時召スナリ、將軍家伊勢參宮ニ被用之ハ、又別之事也、二條裝束抄同文、倭名抄履襪類云、絲鞋、辨色立成云、絲鞋、（伊止乃久都、今按、俗云之賀伊、）禮葉考云、糸鞋之事、（今用ひられる圖別に有之、裝束圖式に出るは異物なり、）次將裝束抄云、舞人糸鞋襪、雜史云、糸鞋、ワラノ沓ノ如シ、舞人遠所ノ時ハ着之、

麻鞋

延喜彈正式云、凡除着靴之外、通着麻鞋、倭名抄履襪類云、麻鞋、顔氏家訓云、麻鞋一提、（麻鞋、和名乎久豆、辨色立成云、麻鞋以麻爲之、）西三條裝束抄云、麻鞋、手振走孺ノ着用スルヨシ見エタリ、二條裝束抄同文、禮葉考、裝束拾要抄等同文、本草綱目云、時珍曰、鞋古作鞣即履也、古者以草爲屨以帛爲履、周人以麻爲鞋、劉熙釋名曰、鞋者解也、縮其上易舒解也、履者禮也、飭足爲禮也、

草履

西三條裝束抄云、草履、御齋會行幸ノ間、王卿着用ノ由ミエタリ、二條裝束抄、裝束拾要抄同文、

毛履

傍抄云、毛沓、或古老抄曰、布衣騎馬殊刷時或毛沓、有帶如靴帶、通方案、公卿勅使、始終扈從之人可用歟、西三條裝束抄云、毛履、檢非違使佐以下、便ニ隨テ着用ス、二條裝束抄、禮業考同文、

摩沓

吉部秘訓抄云、進退之間摩沓左右事、長元三年十一月廿五日、經賴卿記云、予過史座末之間摩沓、(左摩)長治二年八月七日家記云、初參詣政、右大辨摺履、史驚沓聲起上、(入時於座末摺沓、出時於座上摺沓) 今案入時座末右歟、出時座上左歟、但餘會釋候歟、當職之時先達云、日野戸部禪門(資長)并勘解由長官(俊經)云、入時座左出時座右云々、源納言(雅賴)云、入時座右出時座左云々、坊城大承直爲左大辨、仍其說不候、依用師匠就源納言說畢、經賴記可取信之上、兩人又如此申候ケリ、尤可猶預歟、然而按察殿御所爲不分明者爲先達參入畢、可令用愚身所爲給歟、此上可在御計歟、

履子履

倭名抄履襪類云、履屨、史記注云、履(所綺反、與徒同、漢語抄云、履屨久都々計乃阿之太、一云履子)履之屬也、枕草子上の段まつりの比といへる中に云、けいしくつなごの緒緒すげさせ、うら緒をさせなごもてさわき、○壺安云、けいしぐつとは履子とかけり、倭名抄沓の部、山槐記等にも見えたり、是は漆ぬりのあしだをいふにや、古き賀茂まつりの圖にも見えたり、枝あふきといへる段に、高さけいしをさへはきたればといへるも、これにてよくさかえ

たり、晋文公臣介之推が事にはじまれり、

塗足駄

海人藻芥云、塗足駄、准沓、俗人ハ用尻切、裏無ハ可謂禮非限云々、尻切、俗人ハ月卿雲客、諸大夫用之、僧中法親王以下、僧綱凡僧以下三綱用之、裏無同前、但於裏無者、夏衆并諸堂預用之、(但調法有故實也)檳榔毛裏無兒用之、無職ノ物也、仍親王用之、僧俗有官輩勿用之、

履屨

倭名抄履襪具云、履屨、野王曰、屨(思協反、和名久都和良、一云久都乃之岐)屨中薦也、楊氏漢語抄云、履屨、一名履直、(七余反、又苞直之直、見厨膳具、)

貫

江次第大饗條下、犬飼裝束貫見、今按、雜人多雨雪履々、白草ノ沓ノ如キ物、繩貫云也、

重服沓并沓敷

傍抄云、重服沓事、保元二十一年廿八、或秘記曰、今日始出仕、裝束重服赤沓、(裏鈍色) 喪服事云、沓、(裏白平絹) 喪服事云、沓、(鈍色敷)

諒園行幸供奉公卿沓事

吉部秘訓抄云、建久三七二、同記云、今夕御方遂行幸也、予爲供奉參内之、今日靴沓靴仙用鈍色絹云々、

緒太

四位五位裝束抄云、緒太、古記に或蘭履、或裏無といふ是なり、あながち晴の物にあらねども、令持之常之事也、東

帶の時緒太、從者可有覺悟ものなり、禮葉考云、裏無を俗に緒太といふ、是は内々上ばきにし、あるは随分の裏に、沓を穿して着用し給ふものなり、雜史云、緒太、東武ニテコンコウト云フ晴ノモノニ非ズ、武家専ラ用之、束帶ノ時ハ緒太心得アリ、併襪ノ品ニテ可用之、或記云、緒太、裏無、金剛、尻切、皆一切無名之、金剛ト云フハ俗名也、江次第曰、置蘭履は無裏、近代以藝尻切置之、或記曰、二鼻緒ノ一也、束帶ノ時用フ、襪ノ上へ履タメ也、或記云、緒太秘事、鼻緒、麻芥ヲ入レ拵へ、ウラヲヨクトメテヨシ、

不取侍臣脱沓裏無

禁秘抄云、主殿司、六人、近代十二人、華族幽玄送日添時、今不取侍臣脱沓裏無、候殿上沓脱、不入御殿、而勤臨除目申文撰定時、進廣廂、不可說事歟、

乳草鞋

或記云、昔草鞋ハ、今ノ草履氣味也、今ノ草鞋ハ乳草鞋也、

某脛巾

次將裝束抄云、隨身某脛巾、(洛外行幸、某下着某沓、京中着履) 次將裝束抄云、春日祭使、參内并社頭裝束、隨身某脛巾、次將裝束抄云、舞人某脛巾、

赤脛巾

衣服令朝服條下云、衛府督佐會集等日、加赤脛巾、

白脛巾

衣服令朝服條下云、兵衛白脛巾、衣服令朝服條下云、主師白脛巾、衣服令朝服條下云、衛士白脛巾、

以靴代履

衣服令朝服條下云、衛府督佐會集等日、以鞋代履、衣服令朝服條下云、兵衛以鞋代履、衣服令朝服條下云、主師以鞋代履、

沓ヲ直ス事

高倉家秘説云、天子は議奏、臣下は殿上人のなほす事なり、拜賀の時とも、當時は殿上人御頭不被成、内々諸大夫直すなり、吉部秘訓抄云、直沓事、辨皆着畢直之、或一人着定直之由、見按察次第云々、

引沓様事

吉部秘訓抄云、引沓様事、史座上下共爲右足之由、有所見云々、又三尺許過之後、可引沓之由、見按察次第、祐隆自筆云々、

沓掛

或記云、於禁中公事彼行時、沓掛有之事ハ、南面階ヲ昇殿之時有之、外ノ階ヨリ昇殿ノ時ハ無掛、此説數多有之トモ、正説口條殿説可然也、天子ハ常ニ南面ニ座給ヨリ、南階ニテ掛有之由、徳大寺殿説ニ、紫宸殿ハ元來無板敷、瓦敷成ニヨリ、今板敷へ昇殿シタルニ依テ有掛、説有之トモ惡シト云々、

於本家之進退事

布衣記云、於本家進退之事、出仕中門の沓ぬきにて、道の脇に立、御車中門による時は、すだれの役に随、すだれの左のすそを、かごとりて指上る時、上之方車の右にめす、其時すだれをおろすなり、御車御門に立時は、中門の沓ぬきにて沓を進す、其時小雑色の方より、沓を如斯請取、自如木方青侍請取、其時如木三足あよみよる、

其時侍一足歩向、目禮して沓を請取、沓ぬきにて進也、但諸大夫の進時、依爲上首侍不綺之、諸大夫隨諸役也、次笠持之事、如木進退合期コウキなきによりて、小雑色の方より請取也、その時の禮如木と同事也、同記云、諸社の祭禮に、本家御參向在時も、又御私の御參社の時も、御へい軾以下社頭に於て在之、仍御師御祓をもちて參、侍立向取次申、其時左の手を上成し、右の手を下にして、左の方へなびかして請取、やがて上の方へ參時に、右の手を上になし、左の手を下に成、參時直し、右の方へなびかして參也、御取有て以後、本座へなをる時、御拜已後御師參、直に御幣を給ふ者なり、御師社頭の御前におきて、拍手打て後、御沓直し參らせて御退出あり、如此役に隨時、我身も沓をぬかず可隨者也、頭書云、沓不脱禮也、舄履無禮也、竹鞋不脱禮也、

衣服令朝服云、烏皮履袋、從服色、親王綠緋結(謂以綠緋二色、相雜而爲結也)一品四結、二品三結、三品二結、四品一結、諸王三位以上同諸臣(謂三位以上者、一位以下也、同諸臣者、下文正位紫結、一位三結等是也)、正四位深緋、從四位深綠、正五位淺緋、從五位深綠結同諸臣(謂下文、上階二結、下階一結是也、其初位者、以大少爲正從、即大初位上、少初上ニ結之類也)、諸臣正位紫結、從位綠結、上階二結、下階一結、唯一位三結、二位二結、三位一結、以緒別、正從以結明上下、朝廷公事即服之、

衛府具足近衛次將甲及召具集成

衛府具足

桃花葉葉云、衛府具足事、攝家中少將時より、行幸供奉す、公卿は、二位、三位、中將、中納言、大將の時迄も、帶弓箭供奉す、至大臣大將者、雖令持胡籙不懸老懸、昔雷鳴陣の時大臣大將、帶平胡籙而不懸縵云々、爰鹿苑院入道相國、永徳二年左大臣右大將の時、行幸供奉、被稱別勅之由、懸縵帶胡籙有供奉、別段事也、更不可爲傍例、且故殿御記者也、裝束温故抄云、衛府具足、衛府とは近衛外衛なり、かぶり卷縵細縵老かけ、袍は闕腋の位袍也、武官の輩如斯、其品々は、冠袍の部に記し傳ればもらしぬ、弓箭の事は、ついでなればさらにあらましをこ、に記し侍る、弓はまきあるは摺具、はずは銀、或はぬる也、蒔繪は箆にしたがふなり、かは、白檀紙、若年は紅梅だんし、うすやうなごなり、取柄の上下を卷組はあかし、或ハ紫紺を用ひ給ふ、胡籙は、うちまかせて、公卿は蒔繪あるは螺鈿、非參議の次將木のらでん、近代おほく用るは未地蒔繪、ふくりんなし、裝束、藍革錦草、多くは紫、箭の篋黒ぬりなり、箆は水精、羽は切生鷲の羽を以てはく、權は弓に同じ、矢尻は金銅、上ぎしに水晶のかぶら、壺やなぐひに七筋、平胡籙に廿一筋か、うへの帯は蘇芳縵、或はずはう青相交、縵水精の露あり、丸緒ともいふにや、間塞の薄やうは尋常委紅、大理は白色紙摺紙などなり、東帶の具大やうかくのごとし、西三條裝束抄云、衛府具足、卷縵細縵、老懸、袍、弓箭、箭、箆、羽、權、矢尻、間塞、薄縵、表帶、(丸緒)、布衣記云、衛府を運る時も、路次近所の御供には、馬に不可乘、不可有共用意也、不乘馬時者、衛府をも連れ、郎徒舍人不可入者也、

衛府長

桃花葉葉云、衛府長事、號雜色長、大納言以下平禮布衣、大臣不兼大將節會日、東帶壺胡籙、(號沓取官人)叙位除目

日、褐衣冠、尋常平禮布衣、衣文愚童訓云、衛府長、(或號雜色長、或號杏取官人、是本府隨身勤之、攝清公卿人々具之、)烏帽子平禮、指貫、(淺黃)單、狩衣、(色不定)腰帶、太刀、(革緒)壺胡錄、弓、淺履、又諸家公卿事により、以青侍被具之、干時、着布衣號長是也、

近衛次將挂甲

衣服令武官朝服云、加挂甲帶槍、江家次第云、即位、衛府將佐、卷纏着闕腋、不着半臂下重參入、至行幸期着禮服、近衛次將着甲、多以絹裁甲形以墨畫之塗膠漆、於風流甲或以金銀珠玉作甲、左大臣御息少將如此 傍抄云、近衛次將甲、仁安三三廿殿記曰、御即位、着裝束、先着大口、次着單并帷、次着表袴、次着闕腋、(不着半臂下襲、雖夏着冬袍、或說夏着下重、爲隱身透也、)纒着、(尻添)其上着甲、腰結世比衣、(不用帶平緒也、結世比衣之上當平緒、有結樣、不能記、大納言殿教命曰、着甲之日必用紺地平緒云々)次纒、(冠卷纏)相具平胡錄並靴沓、人々甲多用金銅、予押金薄、次將皆張弓、實守不張弓、依大納言殿教命也、

朱末額挂甲

衣服令武官朝服云、加朱末額挂甲、

襦 袴

倭名抄衣服類云、襦袴、唐韻云、襦、(音當)兩襟衣名也、釋名云、兩襟(今按、兩或作襦、和名字知加介)其一當胸其一當背也、唐令云、慶善樂舞四人、碧綾襦袴、(上音、苦盍反) 衣服令武官禮服云、縮襦袴、

よろひきするやう

雅抄云、中將のよろひきするやう、かぶりつねのごとし、巻纏くゑんえいをして、おひかけをす、おほくちにあせとりを

さる、うへのはかまをきて、かりぎぬのおひのやうに、ついたてなるわきあけをさる、したがさねをさす、はんひなし、わきあけのうへに、かりきぬのおびす、おびさ、す、よろひをさる、くびかみなごをさいしきて、そでもなく、うちかけのやうなる、くさすりはあり、そのうへにたちをはく、平緒をまへにゆふことつねのごとし、たゞしゆひてのち、むすびめを、らいふくのすのやうに、かくして、一枚をかへして、ふたつがなかに、わなをかくしてとづべし、さがりのながさ、つねのごとし、

召具裝束

衣文愚童訓云、本府隨身、(上皇執政、給兵伏大臣、或ハ大將具之、依其官人數不定、見弘安禮節、)冠、(卷纏纒懸緒)赤大口、襦、表袴、(或着褐衣、冠之時狩袴歟)大帷子、(付單)下襲、裾、位袍、(闕腋或依時着褐衣歟)石帶、劔、(或尻鞘)、平緒、壺胡錄、弓、淺履、大臣(不兼大將)節會日東帶、壺胡錄、劔、位除目之日、褐衣冠にても具也云々、猶着用之具、古今かはりあるなり、 裝束要領抄云、召具裝束、武官の四位五位の殿上人、行幸の前駆、或は節會の警固の日は、闕腋袍を着し、(行幸の時帶弓箭卷纏せり、節會之時立受垂纏也)(本ノマ、)綏して隨身を召具せらるなり、隨身裝束ハ冠、(細纒老懸)褐衣、(疊繪左文、近衛方或獅子丸、或尾長鳥、右近衛方或熊丸、或鴛鴦の丸等なり)袴、(左近衛方或蘇芳或二藍、右近衛方或朽葉或萌木等也)帶弓箭、(壺胡錄)帶劔させしむ、左右中將の隨身二人是定る例也、其外尋常なり、賊には隨身なし、布衣の青侍白張の雜人、召具し給ふなり、隨身召具し給ふ時も、猶布衣白張具し給ふこと勿論なり、

隨身人數事(附衛 小雜色)

桃華葉云、自羽林至中納言中將、(衛府長一人、小隨身四人、或二人)大納言時、(衛府長一人、小雜色四人)納言

兼大將時、番長一人、(左右依主人官)近衛五人、(以上六人)大臣大將時、府生一人、番長一人、近衛六人、(以上八人)大臣辭大將之後、衛府長一人、大臣兵仗時、左右番長各一人、左右近衛各三人、(合八人)關白、左右府生各一人、左右番長各一人、近衛六人、(合拾人)此外拜賀之日、各具一員、(將監將曹府生等)可見舊記、

隨身裝束

唯心院裝束抄云、隨身裝束着用、大形束帶同前、但後の如く、無如關腋着之、各褐衣、裝束深秘抄云、隨身裝束は、冠、(細纒老懸)褐衣、(燈繪左文、左近衛方或獅子丸尾長鳥、右近衛方熊丸或ハ鴛鴦ノ丸等ナリ)袴、(左近衛方蘇芳或二藍、右近衛方朽葉或ハ萌木)帶弓箭、帶劔、或記云、院御隨身、布衣烏帽子帶弓箭、江次第一院雜事 或記云、元三日(七日又同)官人以上、束帶壺胡錄番長、(左近衛二藍狩袴、右近衛萌木狩袴)近衛次將隨身、劔裝束革續之事、世俗淺深秘抄下十七) 桃花葉云、隨身裝束事、一拜賀日、官人束帶、壺胡錄、番長以下褐衣、白狩袴、壺脛中、狩胡錄、(承久二年七月、玉葉、大納言拜賀、番長着蘇芳色、壺胡錄、近衛白狩袴、) 元三日、(七日又同)官人以上束帶、壺胡錄、番長(左二藍狩袴、右萌木狩袴、)壺胡錄、近衛紅梅狩袴、(十六日以下諸節會、白襖袴、或十六日紅梅袴)讓位節會同日之時、用節會裝束、但立太子任大臣等、官人着褐衣云々、頭書云、染分(左蘇芳、右朽葉)儲色(左二藍右萌木) 行幸日、官人以下褐衣、染分狩袴、(左蘇芳、右朽葉)狩胡錄、葉脛中、讓位御所各別之時、劔璽渡御、用行幸裝束云々、 天永二正二、朝觀行幸、大殿參院給、無行幸、供奉官人、束帶、番長以下染分袴云々、頭書曰、御楔行幸日、手振十二人、紫褐ヲ着ヌ有リ、 御幸日(一員束帶供奉)官人以下、褐衣狩袴、(左二藍、右萌木)近衛、(白襖袴或染分袴、元三中紅梅袴、)尋常、官人以下、褐衣、白襖袴、番長狩袴(左二藍、右萌木)近衛白襖袴、隨身可重萌木相事

吉部秘訓抄云、隨身相事尋申之、諸衛只着打衣單、近衛ハ重着萌黃相蘇芳單、晴供奉元三等之時如此、不給當色ノ時、褻ニハ不着之常事也、近代多不着歟、是非慶申事、

隨身尻籠負様

或記云、隨身尻籠負様、一人の時は、左へ筥をして負ふ、二人の時は、左右へ負なり、別に平緒尻籠の上へ、掛けたるがよきなり、又尻籠に緒有り、是も前にて滑なり、弓右へかこひこむこと不審、 當代裝束抄云、隨身尻籠負様事、一人の時は左へ筥をして負なり、兩人の時は左右へ負也、別に平緒尻籠の上へ掛たるが能きなり、又尻籠に緒有り、是も前にて滑也、 注曰、去ル武士云ク、弓ヲ右ヘカイコミ候事、惣シテ武道急用ニ立間敷ト云フ、或人答曰、武道ニハ左モ有ナン、政ニオイテハ、イカニモカイタル心ガ能事ニ候、夫ヲイカニト申スニ、中少將ナド、次將ノ役之時ニ、木録ヲ持玉フ、左候ハハ、是モ能クキタイタル金録ヲ、モタスベキコトニ候ヘドモ、政ニハ左様ハナシ、天下平ニ治リタルナレハ、弓モ右ニモ納、録持玉フ御事、ヨクハ治リタルナレバ、弓モ右ニモ納、録モ木録持玉フ御事、ヨクハ治リタル御代ニテ、吉事ノ例ヲ惡シト有モノハナシ、サルニ依テ政ニハ、何モカ様ノ儀式多シト有レハ、閉口有リ、

元三中御幸大將供奉時隨身裝束事

世俗淺深秘抄云、元三間、上皇御幸ニ、大將奉仕時、不召具一員、官人着袴、於番長者、狩袴如元日者也、

褐衣

衣文愚童訓云、褐、(或燈繪依左右繪有替) 西三條裝束抄云、褐衣、隨身ノ着スル物ナリ、狩衣ノ腋ヲフサギタル物也、着用事可依先規、裝束抄同文、 多々良問答云、實隆曰、褐色隨身用之、孟子曰、不受於褐寬博、亦不受於萬

乘之君、視刺萬乘之君、若刺褐夫云々、褐、毛布、寬博寬太之衣、賤者之服也、或記云、案、日本ニハ唯ノ布ヲ染用之、雜史云、褐衣隨身着衣也、裁縫如狩衣、尤平絹也、色ハ不定、紋ハ箔ニテ置也、蠻繪其文ヲ遠文ノ如ク、又箱形トテ文有リ、文ハ角ノ紋也、尤裏付モアリ、蠻繪花ナリ、丸ク牡丹ニテモ何花ニテモ、マロクシテ箔ニテ付ル、箱形、何花ニテモ四角ニツクナリ、世俗淺深秘抄云、衛府褐近代甚強、以不然爲吉、左右袖聊外ザマニ折也、如小忌着儀、但小忌ハ皆折是手程少ヲ折也、故實也、

諒闇隨身褐衣

喪服事、隨身褐衣鈍色、(ウツシ花ニテ染ナリ、色淺深ハ老若ニヨル也、花田コキ色ヲ云フ、)

小隨身

衣文忠實訓云、小隨身、(衛府官具也、依其人官人數不同、見弘安禮節)冠、(細纒懸緒)袴、(依左右有色替)單重、(今世多略之、本義用之)裾、(同上)褐、(或蠻繪依左右繪有替)石帶、(本儀用白布帶)劔、(今世多用平緒、本義用革結)壺胡錄、弓、淺沓、或無裏、主人騎馬ノ時、或馬副手振被具之、馬副手振ハ褐衣冠ニテ不帶弓箭劔也、桃花藥葉云、小隨身事、中納言中將以下、衛府時具之、行幸日褐衣、狩袴、(左二藍、右萌木)狩胡錄、蓑腰巾、或染分袴、承安五正朝觀行幸、三位中將、(朽葉狩袴)安元々四賀茂行幸、二位中將、(朽葉狩袴)節會日、褐衣、紅梅袴、尋常、褐衣、白襖袴、(或着蘇芳色、見治承二御記、)

元日節會年老次將隨身用染分事

世俗淺深秘抄云、元日節會、次將隨身多着紅梅、但年老次將用染分、

童裝束

布衣記曰、童裝束の事、髪をさげ、入もどゆひをするなり、白紙なり、下着之事、夏冬により替るなり、白帷子白小袖なり、上は水干下は葛袴、水干色紫萌木間也、のぼりはた袖、一身に袖一色をかへ、くすにてもするなり、はた袖といふ、或は一段晴の時は、みんきんにてもする也、次我が家文を金ばくにてをす也、在所は前の袋に一、左右袖の外に二所、前に二所宛以上五なり、うしろには不付、同袴にも不付、袖の結とくび程は赤皮なり、次葛袴、中程よりもすそをかちんに染、腰の下よりすそまで、色々の繪具にて繪をかくなり、時々之文章木花紅葉也、所々に白金ばくにて、切ばくをちらすなり、腰は絹なり、又衣をもかさね候也、絹の事、紫紅萌木の間平絹に色を付、所々に金白箔にて雲を入違たむなり、のぼりといふは、前袋半分也、吉部秘訓抄云、放生會、權右中辨定經朝臣(衣冠)車、牛童着萌木上下、雜色七八許輩并侍、(安貞)相從、於所々逐前、無見物車所騎馬云々、布衣記云、童の中間と不替、衛府の時も、御供に成るとも、晴の時のやうに依て、けつかうあるべし、

調度掛之事

布衣記云、調度掛の事、立烏帽子に、萌木色の走水干、上下同色く、りを上げ、刀をさす、矢籠をおひ弓を持つ、しこはかけをにて、左の肩へ掛、右の脇の下へ引きまはし、つるまきをかたにもたせ、次白布を、十徳のおびのごとく平ぐけにして、其帯をもちて、箆を腰に付、弓をばつるを上になし、にぎりの程を右のかたにかけ、本はずを一尺ばかりおきて、右の手にてかたくるなり、かたなをさすなり、

雜色

桃華藥葉云、小雜也、大納言時具之、物具裝束抄云、一雜色事、平禮、白張、(上下)衣、單、下袴、沓、襪、或平禮上ハチ亂緒、或細烏帽子上結山菜沓、或風流之時着當色也、以上依時可隨事也、長秋記云、雜色裝束、薄款冬狩衣袴、

(格子布)濃款冬、打衣青單衣、

舍人

布衣記云、舍人の事は、冬よの時のそへ舍人のごとし、折烏帽子に紙よりのこゆひなり、淺黄の一重直垂にく、りを上へ也、布衣記云、舍人の事、立烏帽子に右近染の走水干、上下同なり、く、りを上げ刀をさす、一人如此、一人はそへ舍人も、折烏帽子淺黄の一重直垂也、紙よりの小結也、管見記云、康治元年信範記、御厩舍人、赤色狩衣、襖袴山吹色張相、淺黄目染帷、合袴烏帽子、帶、菓沓、

小舍人童

物具裝束抄云、一小舍人童事、狩衣、(上下)衣、單、毛沓、水干、袴、脛巾、(城外之時用之)菓沓、水干并狩衣事、依時、可隨主人裝束也、

御厩舍人

物具裝束抄云、一御厩舍人事、如木之時、平禮亂緒、フタコノ時、細烏帽子、菓沓、平禮、狩衣、(上下)衣、單、亂緒、

車副

物具裝束抄云、一車副事、冠、綬、褐衣、襖袴、菓脛巾、以上、糸毛、并庇車之時着之、平禮、白張(上下)、下袴、亂緒、以上、如木之時着之、烏帽子(コウヘイ)白張(上下)、菓沓、以上、細々常如此、

車副人數

西宮記云、太上天皇八人、親王六人、攝政關白六人、太政大臣六人、大臣四人、納言一人、參議一人、皇后乘車時、侍着深沓、付御車勘下文者、付牛口、廳下部持榻、物具裝束抄云、一車副人數事、院八人、關白太政大臣六人、大臣

四人、大中納言一人、參議散二位三位一人、

看督長布衣

吉部秘訓抄云、藏人右衛門權佐長房、(衣冠)牛童、(着槿花上下)御藏小舍人、(步行子細見干侍所)小舍人童、(着白張)看督長四人、布衣、負靱、主人衣冠時着冠例也、而永長都護納言、爲出居佐下向之時着布衣、用彼例之由、嚴親勘解由長官後日示之、先達所爲雖無左右、着退紅者、定添路頭之威光歟、兼不被示合、爲之如何、

手振

管見記云、同年同時、手振十二人、卷纒(無文厚額)老懸、紫色布襖、衣柳色、下襲青末濃、布單袴黃色、張相同色、張單衣白、合袴布、帶菓脛巾、物具裝束抄云、一手振事、(祭使召具之、常十二人也)冠(卷纒)、綬、褐衣、半臂、下襲、相單、袴、布帶、藥袋(布)、(馬藥入歟)菓脛巾、舌地、

馬長裝束

吉部秘訓抄云、御靈會馬長以下裝束事、建久元六十四同記云、今日祇園御靈會也、頭亮宗頼朝臣、馬長騎二騎、(不似此儀之由、有難人云々)是父祖之例云々、繼一人、蘇芳香白裏、一人薄色白裏、左二騎用此色、入道大納言時、依可爲小入道沙汰、四人用黃裏云々、大理禪門云、隨身歟、仍如此歟、又一日比彼禪門談云、九條戶部、可用生單之由有命、然而猶着引倍木如何、其職掌人如何、少將馬長(内御方)童裝束、如常用拔布、着山吹引倍木帶、下臈隨身劔、彼家殊不刷之時如此云々、尋申禪門之處、如此被命也、備着朽葉拔布、上下藍摺帷、舍人着薄色白裏上下、馬稱八田鹿毛、如法新馬今度始引出之、雜色四人也、其中予雜色一人(行次)左衛門權佐家實、馬長備槿花上下着之、雜色六人刺笠不結夾形、又羅小總鞆如何、

馬副

管見記云、康治元年信範記云、御禊節下、内大臣殿馬副十人、紺布、褐衣(袖端着村邊平組)濃蘇芳、張相、白袴、卷纒冠、(無文厚額)老懸、布帶、蓑脛巾、物具裝束抄云、一馬副事、(行幸行啓并一員御幸之時、公卿召具之、祭使召具之、)冠(卷纒)、綵、褐衣、袴、相、(結構時着之)單(同前)、布帶、蓑脛巾、舌地、(近代只蓑脛) 又云、馬副人數事、大臣十人、大納言八人、中納言六人、參議四人、祭使八人(常事也)、

馬部

物具裝束抄云、一馬部事、(寮御馬相副者也)冠、綵、褐衣、襖袴、相、單、

居伺

管見記云、康治元年信範記云、居伺一人、退紅水干、布黑襖、衣白帷、布下袴、烏帽子、退紅水干黑袴、物具裝束抄云、一居伺事、水干(紅)、紺袴、葉沓、

伺丁

物具裝束抄云、一伺丁事、(同馬部)裝束同居伺、

牛伺

物具裝束抄云、一牛伺事、裝束之様、大畧同車副、但不着白張也、遣手之外、水干葛袴、或着直垂、

如木雜色

雜史云、如木、諸家具之、攝清家ハ不具、烏帽子ハ平禮也、或ハ裁縫如狩衣、平絹之白張裏紅、袴上同色也、衣文愚童訓云、如木、雜色、(名家公卿、或辨官被具之)烏帽子(柳佐美、異様)指貫、單、如木、腰帶、太刀(常不帶之、但遠所

之時、用尻鞘劔云々) 本府隨身衛府長者、近衛官人之役也、自小隨身、至如木、青侍之品勤之、高倉家秘説云、色は不定直衣のごとし、萌木も有之、平禮をさるなり、衣文愚童訓云、如木雜色(名家公卿、或辨官被具之)上古用強張布、故云之如木、但近世用白絹、不審、

中間裝束

布衣記云、中間事、折烏帽子小結常也、染直垂に大帷子を重ね、袴には大口を重ね、直垂の色付、地かちんに紋を香、或地香、紋かちん、又萌木也、家の紋也、はくにて紋を付時は、地色かちんにても香にても無紋なり、文を付くる在所、上下九所、上はうしろのぬひめ、左右袖の上、胸の引合、但引合には、文を二つにたちわりて、兩方につくる間一也、然は上に四也、袴はうしろ腰の下に一所、前ひさの上左右に二つ、も、だちに兩方二、以上五つ也、袴にはく、りを入上也、ちわらちをはく也、○頭書云、此中間と云ハ、武家の若黨の様なる物、武家の中間は、御所にては、下部と云ふなり、

退紅

延喜式云、退紅、江次第云、荒染、定基公、退紅染色ノ名也、アラゾメト訓ス、退紅狩衣、退紅水干等名目有之、雅抄五節所の事の中に、あかぎぬの仕丁、かきてまわりたるを云々は、退紅の事なるらん、或記云、攝家に限らず、家によりて、召し連らる、なり、色は濃薄有、衣文愚童訓云、退紅、(可然家具之、令持履)烏帽子(柳佐比、俗號鋤烏帽子)黑袴、(布)退紅、腰帶、江次第曰、平野祭、舞人十人着退紅袍摺袴、陪從舞人裝束料(半臂下重ノ料)白絹、摺袴料布、内藏寮兼日充之、或記云、唐時染色名退紅、唐詩、香炷小薰籠、紹州新退紅、正字通云、吐因切、與褪同、王建詩、粉元淺紫膩肉色退紅嬌、注淺紅也、衣文愚童訓云、退紅(可然家具之、令持履、布也、是云荒染)

雜史云、裁縫如狩衣、色俗薄紅、狩衣ヨリ短キモノ也、沓ハ柳筥ニノス、尤向ハ沓ヲナシテ持之、當代裝束抄云、退紅下部の着するなり、白丁も同きなり、或人云、退紅は、能家の公卿の下部、笠持一人、又沓持共に二人着するなり、又大臣家の下部は、皆退紅を着するよし云へり、

退紅白丁

西三條裝束抄云、退紅白丁、是等ハ下部ノ着物也、笠持沓持等ノ着物也、退紅ハ能家ニ具スルナリ、海人藻芥云、仕丁裝束事、親王大臣家退紅、公達等家白丁也、僧中隨家門可用之、吉部秘訓抄云、雨皮持以下用退紅仕丁事、(在人々説)放生會、年來用白裝束、仕丁淺位之間不可着退紅之由、依有聞及之旨也、或説、可依人云々、而近代、非清花之參議、散三位皆用之、若不知子細猥令着之歟、將亦有説々歟、予先年聖護院宮入寺、爲大辨宰相扈從之時、以白裝束者、令持雨皮、花山院相國禪門(忠雅)殊有其感云々、而一日謁申内府之時、於今度者、尤可用退紅仕丁之由、有諷諫、彼所分、雖不及猶豫、爲免謗難、申合人々用之、相國禪門(忠雅)命云、冠笠辛櫃等、退紅仕丁可持之、一日上卿、不可准餘出仕也、被召具前驅候、雨皮持同可着退紅也、左府(實房)命云、仕丁令召仕之條、何事候乎、公卿家可候云々、出仕之時雨具令持コソ、淺位ノ間、猶可有議之様承候へ共、近代不然候メリ、況於令昇納言已上乎、辛櫃之條勿論事也、前大納言(朝方)云、召仕仕丁事、依位可有人數之由、少納言入道、勘文一枚被送、先人之許、可依人之由未承及、白裝束何職者乎、先人殊訪先達召具之、氏社奉幣之時、退社仕丁持之、元三賀茂詣ナンドニ必召具之、勤上卿向違所之時、退紅仕丁爭不持之哉、大理禪門(惟方)云、按察所行不知之、先人ハ一定不被召仕之、大納言入道中納言之間、又以同前、亞相之後尙不然、云々、但冷泉中納言(朝隆)被召仕、前大納言可然之時、被召具之歟、新相公(光雅)語云、殿閣大納言(光賴)之時召之、異大理禪門之説、如何、

白張

衣文愚童訓云、白張(諸家具之、或履笠、或松明令持之)、又云、白張、烏帽子、白袴(布)、白張(布)、腰帶、禁秘抄小舍人條下云、近代公事六位無沙汰、偏只出納小舍人沙汰也、誠雖爲奉公者、追日潤屋體也、着美服、又望衛府志、懸老懸如殿上判官、尤不似先例、昔多白張裝束也、普通衣冠猶希、况着衛府裝束、近日事也、可止々々、小舍人召加藏人下知、有名符歟、可勤、御冠師頭仰之、雜事抄云、白張、白襖上下、(袴之有裏平絹粉張、六位ハ上下兩面)

仕丁

吉部秘訓抄云、仕丁事、御室法師皆持之、或男持之云々、申云雨皮張莖赤衣仕丁持之、於御笠者法師可持歟、

十德

衣文愚童訓云、十德、退紅、以下十德ニ至テ仕丁ノ品着之、又云、十德、轆昇着之、不着烏帽子、頗異體也、院御轆昇小紋十德、其外依家々紋替也、有胸緒色淺黃花色、素襖ノ上ノ様ナルモノ麻也、當代裝束抄云、十德、轆を昇下部着之、紋所有、染色不定、大形布木綿にて有、雜史云、十德素襖ノ上ノ如シ、無定色、紋所大ニ付無袴、下脇ノ裾少カラクル也、烏帽子ナシ、轆昇者着之、或記云、攝家雜色、晴時轆輿ニ被爲乘、其轆ヲ昇ク下部ノ着スル物ヲ云也、麻ニテ單ニシテ、常用羽織ノ長サ、色ハ淺黃、文ハ四ツ目結如文、胸紐革也、武家ニテモ正月ハ、加州、陸奥、薩摩等、登城ニ用之、麻ニテ大キナル文ヲ付ル、色ハ品々有リ、頭ニハ烏帽子モ不被、

八德

當代裝束抄云、八德、十德のごとくにして袴有り、常の如くなり、或記云、又八德、十德のごとくにして袴有り、

常のごとし、轅昇下部着之、紋所有、染色不定、地は布也、木綿も着歟、四ツ目結のやうなるもの、

烏帽子集成

烏帽子名目

或記云、立烏帽子、風折、薄塗、厚塗、梨打烏帽子、細烏帽子、揉烏帽子、縁塗、引立烏帽子、平禮、柳佐比、士烏帽子、折烏帽子、さらめき烏帽子、

烏帽子(立帽子風折)

和名抄、裝束部冠帽類云、烏帽(帽子附)兼名苑云、帽一名頭衣、(帽音耄、烏帽子、俗訛烏爲焉、今按、烏爲或通、見文選注、玉篇等)唐式云、庶人帽子皆寬大露面、不得有掩蔽、西宮記云、太上天皇、或陪着之、自餘公卿以下褻時所用之、三光院内府記云、烏帽子事、立烏帽子ハ堂上同ク着シ、地下ハ不着用候、但社官、社人、雜色、如木、白丁、退紅、不皆着用立烏帽子候、(如木沓時不着用風折也)但雖立帽子、佐比各別(柳佐比之類也)之儀也、惣別事、寂上與寂下同等之儀有之物候、傍抄云、烏帽、宿老之人薄塗、壯年厚塗、近年不論老少着薄塗、不可然事也、古人着薄塗烏帽子、臨期平禮云々、額打様、隨人面可有留意、只以不屬目爲吉也、晴時布衣可用平禮云々、而近代希也、入道相公(公經公)一門、烏帽額上ヲ取ヒサク、先祖阿古丸大納言、白河院寵愛之間、烏帽ノサキヲ取テ、常令引寄給、其濫鶴云々、資賢卿ノ家ノ烏帽子、後ヲスエタリ、如此家々曲節之外、只以不屬目之様爲吉也、正佛房(號馬入道)曰無此事云々、裝束深秘抄云、烏帽子、凡立帽子、堂上一同着セラル、其中攝家清花、並中院、三條正親町、三條西等家ニハ立烏帽子着用、其外羽林名家諸大夫家ニハ、多分十六歳迄立烏帽子、其后折烏帽子ヲ着シ玉フ、鷹狩或蹴鞠馬上ノ時ハ何モ風折ノ由也、又額ノ打様品アリ、大概上皇ハ左眉、攝家ハ諸眉、諸家十六歳以前小諸眉、以後左眉也、下ハ片眉ヲ用フ、四位五位裝束抄同文、永綱裝束抄云、烏帽子は、其仁のひたひのきはより、うしろの髪を生ひ

ぎはへまはして、二つに折て可定、丈はたかくあらばへりのけて四方なり、へりの高さ一寸計りほどなり、人によりて五六分もあり、七八分もあり、可計、秘事口訣云、烏帽子に、左折右折と云名目は、よからぬ事とぞ、右あがり左あがりといふべし、額の前の方のくぼか成る處の、高く出でたるもの、着る人の右の方たかきを、右あがり云ふ、烏帽子の折目も右へ折る、左同事なり、烏帽子折云、牛若な、めにおほしめし、もがりの内へたづね入り、あんない申さふ、内よりたぞと答ふる、いやくるしうも候はず、吉次信高の供にてくだるくわじやにて候が、ゑぼうしの所望にて是迄参りて候、其時烏帽子折の大夫、牛若殿をしやうじ申し、くわじや殿のめされうするは、大さびさうか、小さびさうか、しんせいやう、當世やう、如何成をめされ候ふぞ、御このみ候へ、やがて折てまゐらせう、牛若殿は聞し召し、あらくちをしや、ゑぼうしは只くろければ、くろびと計心得たるに、あまたの名の有りけるとよ、何とかならせうな、しよせん思ひ出したり、我等が先祖は、左折をめさる、よしを承て候へば、人數ならぬ牛若も、左折ををらせて着ばやと思し召し給ふ、大夫殿、此くわじやがきうするゑぼうしは、それなる大さびに、つぶのちつとあら、か成を、(本ノイ)一くせませすなかたにあいをあらせ、くしがたをいらく一たためためで、左へ折てたび候へ、其時烏帽子折の大夫、この外にはらをたて、さればあのやうなる下郎に、ものをこのますれば、我身のくわかひのほどをもしらす、こともかたじけなや、左折をめされうする人は、一とせ尾張國のまのうつみにてうせ給ひし、左馬の頭義朝、其御子にて御座ある、嫡男悪源太義平、二男朝長、三男頼朝、四男は阿野の御さうし、五郎は遠江のかばの御ぞうし、頼頼、六は醍醐の寺きやうの君、七はをんじやうじのあくせんじの君、八男にあたらせ給ふ、當時鞍馬寺に御座ある牛若殿こそ、めされうするに、わたのばらがやうに、吉次が供をするくわじやが、左折を着うすること、おもひもよらぬ所望かな、牛若をかしく思し召し、おほせは、左にて候へど、おくへまかり

くだらふするに、せきくのとまりくにて、左折を着たるよと、人のとがめあらんとき、都の宿に、ふるきゑほうしのありつるを、所望して着て候が、左折も右折も、此くわじやはしらぬなり、かゝるむつかしき烏帽子を、せき屋にあづけ申すと云ひて、うちすて、通るならば、御身のなんも有るまじき、わつはがとがものかるべし、大夫聞て、あら面白のことばつかひや、いかさまはやうある人よと思ひ、一たんは申にてとて、やがて折すましてまゐらす、烏帽子折云、夫ゑぼうしをきるには、小結をゆうて着ることさぶらふ、其烏帽子たまはん、こゆひを、結うてまゐらせんと、はしけたやうに、雲井にきつとゆひあげ、此烏帽子をめされて、奥へくだらせ給へ、或記云、烏帽子、當時立烏帽子、大臣又十五未滿用之、左折、右折、大諸額、小諸額、右風折立時、亦左折右折兩額同前、右折ノ風折也、地下ノ覆皆用之、布衣記云、布衣進退、立烏帽子、風折可折左、紙よりの烏帽子掛也、五位にて指貫の時、可爲馬上也、術府時は、風折なり、内々の時は不可折之者也、裝束要領抄云、立烏帽子と風折と、各別に候處に、小町の謠にやらん、立帽子を風折、かりぎぬの袖をうちかづいてと申事、いか候也、續世繼云、むかしは、ゑぼうしこはくぬる事、なかりけるなるべし、此頃こそ、さびゑぼうしきらめきゑぼうし、折くかはりて侍るめれといふあり、これらはいかやうにもなるべし、しからは小町のうたひもさもあるべき也、近世烏帽子こはくぬりしより、格別になりたると覺え候、衣文忠童訓に、直衣條下云、立烏帽子、(烏帽子留)

熊野御幸御奉幣所々用立烏帽子事

世俗淺深秘抄云、上皇參熊野山路次、參住吉若ハ日前宮時、雖着折烏帽子、奉幣時、必着立烏帽子、

烏帽子眉

桃花葉云、烏帽子、當家諸額也、四十以後やうくさはすべし、胡曹抄、親王内々御服直衣條下云、烏帽子、

三光院内府記云、小諸額(攝家御着用)又云諸額、(十六歳迄用之)右上リ、(院御所、親王等御着用也)但給御服之人々、雖臣下着之、左上リ、(諸家通用)

風折

衣文忠童訓直衣條下云、烏帽子、(立或風折掛緒、或用烏帽子留) 同直垂條下云、烏帽子、立或風折、組掛或掛緒、裝束要領抄直垂條下云、烏帽子、大概風折のよし、衣文忠童訓狩衣條下云、烏帽子、立或風折、同布直垂條下云、烏帽子、風折懸緒、同布衣條下云、烏帽子風折、同道服條下云、烏帽子、立或風折組懸、三光院内府記云、風折、地下諸大夫(布衣並直垂等)齊陰叢、殿上之中ニモ着用之家々有之、世號此折鞘之黨候、(但元服之初至十六歳者、雖諸大夫、着用立烏帽子也、)又雖堂上、或馬上、或鷹狩、或蹴鞠等、如此時者、必着風折候、又額有種々之品、

引立烏帽子

御幸部類抄云、永喜六年八月五日、新院脱履ノ後、初御幸、威儀嚴重ナリ、新法皇御在所、于時公卿廿一人之中、七人、引立烏帽子、十一人細烏帽子、一人平禮、又殿上人之中頭辨一人、細烏帽子、其外三人平禮、保元物語、(上皇二條殿御幸事)義朝ヲ御前ニ召サル、赤地錦直垂ニ、折烏帽子ヲ引立テ、ワイタテ計ニ太刀ヲハイタリ、當代裝束抄頭書云、軍用引立烏帽子ノコト、精好切ニテコシラヘ、布ニテモ拵フルナリ、或記云、引立烏帽子拵様大傳授、レメノリニツルシマセテ塗拵候ヘバ、甲ノ下ニ着、和ナルユエ自由ニナル也、精好ニテ拵ヘ候フナリ、

採烏帽子

或記云、大將軍、具足ニテ直垂着、甲ニテ烏帽子着タルコト、直垂ハ具足ノ下ニ着ス、モミ烏帽子、精好ノヤウナル組ニテコシラヘルナリ、保元物語云、義朝新院ヘ向フ時、甲ヲヌイテ、モミ烏帽子ヲ引立テ參ル、軍器考云、二條

殿のもみまぼしと云ふ有り、高尾など制せし物と見ゆる、古法布、中比麻きぬを用ふ、引立烏帽子、へんぬりまぼしなど云ふ事あり、宗五一冊云、まぼしの緒、高尾は汗をはらひてよきなりと有り、へんぬりは縁計ぬる事なり、

同拵様

或記、採烏帽子ハ、牛皮ニテ拵ルトナリ、此コト八幡座ヘ熱湯ニテモ懸候テモ、少モサハリナシ、此説イカド、可尋問、

さび烏帽子、さらめさ烏帽子、

續世續云、花園大臣有仁、このの外に衣もんを好み、さび烏帽子、さらめさ烏帽子、折くかはりて侍るよし、

平禮

傍抄云、平禮事、或書曰、雖中少將、備威儀日、多平禮、公保卿少將二十計マデ常事也、基家、光能、(及四十一)近代其兩人之外、近將不及見、基家又好此事、衣文忠童訓衛府長條下云、烏帽子平禮、吉部秘訓抄云、近代平禮難得如何、答曰、忠能卿、毎日參烏羽之人也、必以平禮、古與今事異歟、雜色騎馬ハ、烏羽院御時多以如此、但他未雜色ハ、近來出納之程裝束也、當世今ハ乘馬不取手綱、似古奈良部如何、答、舍人二人公卿皆具之、當色常見キ、雜史云、烏帽子、長烏帽子、前ヘ折ヲ平禮ト云フ、長キ烏帽子後ヘ折ルヲ、ナシウチト云、當代裝束抄云、凡まぼしは、なし打平禮有り、梨子打は後へなびくを云ふなり、前へなびくを平禮と云ふ、今は用ふる事まれなり、平禮、大臣家の隨身用也、又烏帽子の地の名を嫌とも雪崩とも云ふなり、左折右折の事、右の手にて左へ折りたるを右折、左の手にて右へ折りたるを左折と云ふなり、諸家皆右折、大臣皆左折、是を風折といふ、

平禮抹額

或記云、古代は殿上人にも例有、後醍醐天皇、天王寺ニ行幸ノ節、御逗留中、抹額練白也、粟津云、平禮、當時禮卷ナシ、

梨子打

次將裝束抄云、寅日殿上淵醉條下云、同夜束帶、(梨打)

梨子打平禮着様

或記云、凡鳥帽子ニ梨子打平禮有り、梨子打ハ後へ靡ヲ云、前へ靡ヲ平禮ト云、今ハ家ノ隨身用之也、又鳥帽子ノ地ノ名ヲ、皺トモ雪崩トモ云フナリ、

梨子打近代カブル事

是ハ靈源院様、近衛殿へ被爲入候節、小山主殿助狩衣ニテ、梨子打劔ヲ帶也、御庭召次ト云役ヲ勤ノ由、御庭ニテ硯杯上ル役歟、

押帽子

西宮記云、帽子御座所用、押帽子御犬所用、(見縫殿式也)

折鳥帽子

衣文愚童訓素襖條下云、鳥帽子(折、俗云侍鳥帽子) 布衣記云、調度懸の事、折鳥帽子に、紙よりの小結に赤皮のるぼうし懸、褐布の直垂に赤皮のひもなり、袴もく、りを入れて高く上、矢をおひ弓を持つ事は、衛府の時に不可替、但しこにてかはをさすべからず、其外は同物なり、布衣記云、中間の事、折鳥帽子小結常也、可成談云、
(手皮)

折鳥帽子素襖ト云物ハ、古ニハナキコトナリ、正盛カ郎等ヲ布衣ノ者ト云ヘリ、頼朝卿マナ鶴ヲ落玉ヒシ時、主従七人ノ鳥帽子ヲ折セタルニ、頼朝卿バカリヲ誤テ、左折ニ折タル事有、殘六人モ、折鳥帽子着タリト見エタリ、六位モ侍ナリ、何トテ無位ノモノ、カブルノミヲ、侍鳥帽子トハイフベキ、クダリテノ世ノ詞ト聞ユ、今冠ツクル者ノ家ニ、侍鳥帽子ニモ、左折右折ヲワクルハ後ニ作レル成ベシ、○有平按、侍鳥帽子ト云名目ハ、近世ノ稱也、折鳥帽子ト云フベシ、ホウエ布衣ナルベシ、古キ物語ニハホウエトアリ、侍鳥帽子ト云ニヨリ、此不審有ナリ、古ヨリ左右有由ナリ、

柳佐比

當代裝束抄云、社人等、立鳥帽子也といへども、是は柳さびとて、各別の物なり、衣文愚童訓白張條下云、鳥帽子柳佐比、又退紅條下云、鳥帽子、(柳佐比、俗號鋤鳥帽子) 又雜色條下云、鳥帽子、(柳佐比異様) 三光院内府記云、佐比有種々之品、(柳佐比之類) 皺御氣色之皺(閑院)末枝形(西園寺)硬皺(園) 裝束圖式云、柳佐比、無位ノ社人、如木、雜色、退紅等用之、暫時モ風折ヲ用ヒザル事也、

鳥帽子風口

或記云、鳥帽子、風口ト云所名目アリ、不知ヨシ(本ノマ、)作別モノカタリ

鳥帽子風口に筭指事

中御門内府宗能説ニ曰、白河院歴覽鳥羽院東山之日、浮文指貫着女郎花生衣、鳥帽子風口ニ筭ヲ指テ、居鶴供奉之由、物語ノ次聞之、寶治ノ比猶有男生衣歟、

厚塗薄塗

或記云、古代ハ烏帽子厚塗、薄塗ハ宿老ノ人用之、厚塗ハ壯年ノ人用之也、當代裝束抄曰、北畠黃門記云、上下漆塗の頭巾と衣頭巾の二つを、皆エボシと讀めり、同意歟、

烏帽子皴

或記云、烏帽子皴ハ、ハタト稱也、或記云、皴皴かうべは、小鞭指と云ふ有、可考、三番叟の烏帽子の皴、是にて可考、かうべはの文字不知、

赤皮烏帽子掛

或記云、セウス掛也、

亂緒

或人云、平禮ノ掛緒也、今ハナシ、昔ハ三段ノ掛緒有リタル由也、

烏帽子掛緒寸法

或記云、色ハ紫、長八尺五寸、但ワナノ所四寸六分歟、

くだ

或記云、通用ノコトナリ、

さて針事

高倉家傳云、俗語ナリ、實ハ額留ト云、額留清冷兩様一度ニ用フ、

烏帽子打懸着事

或記云、烏帽子被様也、懸緒ナシニカブル事歟、甚不禮ノコトナリ、

烏帽子タメ様

或記云、古代は烏帽子長なりにして、被る時、左折右折に折て着、風口に花をさす事見えたり、

裝束集成六之卷 終

裝束集成七之卷

布衣集成

布衣

裝束深秘抄云、烏帽子狩衣指貫、古ハ庶人ノ服タリシガ、後世六位以上ノ藝ノ服トナレリ、サレテ朝服ニハ用ヒズ、雜袍ヲユル人ト云ヒ、烏帽子狩衣ヲ着テ内ニ參ル、西三條裝束抄云、凡狩衣ハ、大納言以下着用ノ由也、三光院内府記云、狩衣、(下ハ着指貫、其上用之、堅固内々衣服也、地下堂上皆用之也、)或馬上鷹狩野遊等、爲混雜人着之、但仙洞布衣始之後、爲面向之衣服條、其差略有之事也、四季狩衣色目相替事、裝束深秘抄云、狩衣布衣其制替事ナシ、同事也、院中ニテ布衣始ト云々、御讓位ノ後、上皇初テ御狩衣着用之式ヲ云、然ハ狩衣ト云テモ布衣ト云テモ不苦歟、今ハ官位有人ノ着用ハ狩衣ト云ヒ、無位ノ青侍ノ着用ハ布衣ト云、勿論青侍ノ者ハ無文ナリ、男裝束抄云、老年ハ遠文可然、或繁文ニテモ不苦、同ジクハ遠文可ナル歟、立涌ハ繁文ニ非ズ、用ヒテモ不苦、雲立涌ニテモ狩衣ノ文ニツクル時ハ、雜人着用ニテモ不苦ト云々、少年ノ人、狩衣ハ繁文可然ナリ、男裝束抄云、狩衣、小直衣同事也、狩衣重時、傍續ニテモ同事也、夏ノ狩衣、小直衣、裏ハ主ノ由ナリ、色ハ隨面ニ可然、裏付タルニハ袖結ハ平打可然也、或紫綾青綾、又ハ萌木綾ハ紫ト白ト、青綾ハ淺黃ト、白萌木綾ハ萌黃ト白ト、夏冬共ニ有裏、(當時冬ノ狩衣トテ、織地夏冬羽衣ノ地也)夏冬共織樣無差別、依其色ニ分夏冬ト云々、近代紗狩衣着スルハ非ナリ、シカモ無裏ハ、公家ノ不如意ヨリ始ルト云々、色ハ何色ヲ用ヒテモ不苦由、永敦被申タリト云々、文客云、三丈二尺、幅一尺一寸三分、經緯萌木色々有狩衣、又云經薄紫緯萌木、幅一尺一寸三分、又云、狩云襲色、萌木或花色、綾

地浮織無定、紋好次第、仕立如單、雜史云、狩衣緒ヲ捻リ通シ、前後ノヌン捻ラス、狩衣ノ袖口、前後トモニヒナ
ル事ナリ、或記云、狩衣、幅一尺一寸三分、三丈二尺、色文定ラズ、又云、紗狩衣、經薄紫緯萌木、雜史云、狩衣
地綾夏冬同事、公家ハ純子ナドニ平絹ノ裏付テ、不分四季用ヒ給フ、或記云、鷹狩、其外の狩、結さけをむすび肩
に懸るなり、夏紗又不定、色も紅の外、何にてもくるしからず、袖結白糸ニくり、左綺右綺二筋に通し、冬は純子縹
珍にても着用、裏は平絹也、又一説、夏冬共に、紗を用ひて子細なしと云々、袖結紫白などの打交、薄平の組も有り、

狩衣布衣問答

裝束要領抄云、布衣とかきて和訓かりぎぬとよむ、處に、今世官位有之人の着用はかりぎぬといひ、青侍の着し候
は布衣といへるやうに承り候、各差別有之候哉、是は假令ば上下をわかちとなへると覺えて、狩衣といひても布
衣といひても、裁縫聊かはりたることなく候、院中にて布衣始と申すこと有之、是は御讓位の後、上皇はじめて、
御狩衣着御の規式を申候、しからは時により布衣といひても、かりぎぬといひてもくるしからず候歟、又青侍の
着し候は、大體無文にて候へども、希有に紋有るも相見え候、古は五位の人も、地下は無文の定さへありし世も候
や、況青侍をや、然るべからずよし承りぬ、又云、狩衣着し候て、參内出仕之事候哉、堂上方、衣冠直衣より以下
の服を着して、參内出仕之事會て無之候、但御幸の時供奉之堂上方、狩衣着用し給ふといへども、出仕之儀無之
候、又諸家の侍雜色、布衣着し、主人に相從ひ參入する事、庭上迄の儀中々子細なし、但不入日花月花等の門の
由其制あり、或記云、昔ハ紗ニテ、夏ハ生ノ裏ヲ付ル、裝束拾要抄云、布衣狩衣云フ、其色不定、(諸抄同文故
中略)張裏壯年ノ人用之、但舊例無過失、高年ノ人多クハ生ノ白裏、宿老後用之、近來老少用之、尤可有差別事也、

狩衣具

衣文愚童訓云、狩衣、先鳥帽子(立或風折)、次指貫、次狩衣、次腰帶、(ゆひやう小直衣に同じ、但今世前をかはず、如
何、狩衣の前かはぬ事)、次小刀、次蝙蝠、次淺履、(或無裏、余效之) 裝束深秘抄云、狩衣具、鳥帽子懸緒、(付組懸)
布衣、腰帶、衣單并六帷、指貫、下袴付腰次、小刀、蝙蝠、淺沓并緒太、當代裝束抄云、狩衣、一鳥帽子、二指貫、三狩
衣、四蝙蝠、

院中御狩衣

唯心院裝束抄云、御狩衣、(常の御小袖)白袖平絹、或綾、夏御袖、又御帷子着御也、主上常は、纒を巾子に巻きかけ
て金の撥なり、ゆひつけ御用有之、是を金巾子と申なり、男裝束抄、院中條下云、御狩衣唐織物色々、

同布御狩衣(同着御例)

傍抄云、布狩衣、極熱之比勿論、其後依時依人歟、其所ゆるされたる人の着たるが宜也、非可然之人者、不可然、予
少年(十二三歟)故殿相具令參六條殿給、朽葉布狩衣(結色々如松藤也)着之、先院(隱岐)御時、夏比上下多着之、壯
年之人、或指廣結也、白組也、西三條裝束抄云、布狩衣、上皇、極熱比着御、臣下又依人依時着用ノ由也、四位五位
裝束抄同文 西三條裝束抄云、着御例 元應元年七月廿九日、兩院當家泉亭御幸時、後伏見院青小狩衣薄色奴袴、
花園院、二藍布狩衣、裏瑠璃ノ奴袴等、各着御、西三條裝束抄云、仙洞着御、貞和四年十二月廿日、新院八葉御
車始、萌木浮線綾狩衣、(文竹立涌)紅梅ノ相等着御、

臣下狩衣

西宮記云、布衣、太上天皇已下、隨便服用、無所限、狐尾摺、野行幸時、小野篁、橘廣相等著之、 桃花葉云、狩衣
事、狩衣、其色不定、紅梅萌木の浮文織物、成年遠文(堅)十五未滿袖結毛抜形、若人はうすひらの組、萌木紫紅等

之打交、次ハ紫匂、次ハ薄色等也、淺黄などもちいる程にならば、小直衣を着べきなり、狩衣は大納言迄着用するなり、裏は面色を用べきなり、名有狩衣は又勿論是はたゞ朝夕尋常着用の事をいふ也、西三條裝束抄云、狩衣者色不定、若年ノ時ハ紅梅、萌木ノ浮織物、盛年ハ、堅織物遠文、十五未滿時ハ、袖結毛抜形、若年ハ薄平ノ組、萌木紫紅等打交也、次ハ紫匂、次ハ薄色、次ハ淺黄、裏ハ表色ヲ可用也、名アル狩衣ハ別也、是は尋常着用ノ事也、長絹ノ狩衣ハ老者ノ用フル事ト見エタリ、布ノ狩衣ハ、上皇極熱ノ比着御、臣下モ又着用スル也、凡狩衣ハ五位已上織物ヲ用フ、禁色ニヨラザル事ナリ、地下ノ輩ノ事、五位ハ絹ノ狩衣ニ指貫、六位ハ布ノ狩衣ニ青袴ヲ着用シ侍ル事ナリ、今地下ト書侍ルハ、諸大夫、外記史、醫陰、祭主、神祇副使マデノ事ナリ、侍ト稱スルハ、譜代ノ事也、侍ノ中ハアマタノ品アリ、凡譜代ヲ賞シ、放埒ヲ賤シムル事、古來ノ儀也、鎌倉ノ右大將已來、武家ニ屬スル輩ノ後胤皆コレ譜代ナリ、實朝右大臣拜任ノ時、新加ノ諸大夫、本族ヲ立ルトイヘモ、譜代ノ侍更ニ差別ヲ存セザルニヨリ、既に肩ヲ入レ一列ノ好ヲナス、譜代ノ武士本コレ同族ノ故ナリ、衣文愚童訓、衛府長條下云、狩衣色不定、雜史云、狩衣ハ、大中納言マデ着用之、禁秘抄瀧口條下云、御船公役瀧口也、布衣旦暮候砌下、男裝束抄云、父大臣現在にて、着異文時、其子雖納言、依父命、源氏夕顔卷云、かりの御ぞ、河海抄云、狩衣短裳、カリキヌ、(舊事本紀) 四位五位裝束抄云、和訓加利岐奴、冬は裏あり、狩襖云々、夏はす、しの狩衣なり、但紗のかり衣は、四季通用して用ひらる、古記の所見、五位以上織物、六位以下無文平絹の狩衣、着用の由見えたり、然りとていへども、今地下の人も織物の狩衣を用ふ、又色はしひて不定、若年のは紅梅萌木(武家紫萌木紅等憚あるよし、直衣の部に見えたり)の浮文、盛年は堅文也、浮文は繁く堅文は遠し、袖結は十五未滿毛抜形、若き人は薄平の組、萌黄紫紅等の打交、其次紫匂、(濃紫のよりたるを云ふ)次に薄色、(紫の薄をいふ)次淺黄の組也、裏は表の色に同

じ、紫の外名有る狩衣は、面裏其色差別あり、又紗の狩衣は、緒をひねりかへして、前後のすそはひねらず、袖結は白き糸をよりて、(左より右より相まじゆ)二筋ならべてく、りどす、但し衣とは紗の狩衣に裏付たるを用ひたまふなり、凡かりぎぬは、於公家大納言まで着用之事なり、武家においては、四品の諸大夫着用のよしなり、公武共に制各別たり、裝束深秘抄同文、雜事抄云、貴賤通用之事、少時は平組、或はより結、十五六以後籠結、袖のハタを縫ひく、む、三條一流ひねりてこめく、りなり、衣、(蘇芳練貫、萌木練綾、薄色志々羅)布帷、(白香青)帶生、隨年齢着用、伏見院宸翰抄云、狩衣事、(或雁衣とも書之、稱布衣、同物也)五位以上用織物狩衣、不因禁色之事也、春冬松重、面萌木裏紫、文大略松唐草、松盤繪、松菱杯也、凡着其色之時、用其文通用也、自餘以此可知、(老人不用之)花山吹、而黄朽葉(織物ならば、經紅緯黄用之)裏紅平絹、文山吹立涌、山吹盤繪、山吹唐草等也、(老人不用之)裏山吹面黄朽葉、裏青、文同前、裏張、裏柳面白裏青、張引のりにするなり、織物綾などは、文柳盤繪柳立涌、只又柳を重文織也、壯年以後の人、或面用練緯、用唐綾、若年人、浮織物浮線綾薄物等用之、萌木色裏面同前、若年人用之、香の色、若年人は、こかれ香と號して、下かきを薄紅にして、黄をまけて染之、所詮濃香也、織物にて着するの時は、經緯共に、濃香に染て織之、裏紅也、張裏引のりなり、老人は、經は香なる糸緯は白糸也、仍文白也、浮織物浮線綾、長年之人不用之、唐綾并薄物等を用也、又老者は白裏、(生張也)、櫻萌木(面萌木、紫裏也)文、櫻立涌櫻盤繪など也、春用之、中年以後不用此色、若年人用之、白櫻(表裏共白、或又裏紫也)若年中年の人用之、文之事同前、老者は不用之、春用之也、樺櫻(面薄蘇方、裏濃蘇方)若年之人用之、中年以後不用之、文事同前、春用之、(四季通用)裏濃蘇方(面薄蘇方)文無定物、宜任人意、若年人用之間繁文也、黄に青裏、是は號粘色、面香裏青、冬時若年人着之、(四季通用)花田、圓花田と號して、表裏共同色、壯年人ハ張裏、中年人は、生張の裏用之、老者は白裏(生張)

用之、十五以前人不用之、薄青(裏同色)若年人壯年人用之、老者不用之、白裏は、壯年人も、依官依事用之、(四季通用)楡皮、面ヒハダイロ裏同色、或又花田裏、兩説共に無苦事也、若年之人不用之、中年以後用之、老者は白裏、白色、若年人は、浮織物浮線綾、練薄物等也、中年以後は、唐綾、顯文紗の薄物(老人も用之)練緯(老人も用之)裏は、若年の人は張裏、中年以後生張也、(四季通用)赤色、若年壯年の人等用之、裏同色也、萌木春夏通用之、若年人着之、雖夏張裏先規有之、浮線綾は冬夏通用之、練薄物は冬計用之云々、次將裝束抄、着衣冠布衣供奉之時條下云、布衣、騎馬殊刷之時、御幸以下、執柄(宇治)令供奉、若親姓之人、如公卿勅使相伴時、(或令懸調度、尋常野矢也、但必不然)帶野劔(鹿皮、或虎皮、細尻鞆)半靴(或毛沓、有帶如靴帶)同抄寅日殿上淵醉條下云、隨身(布衣帶劔)同抄白重條下云、雖布衣用白帶、恒例也、同抄柏夾條下云、若着布衣者、雖昇燒亡御所、於臨幸御所者不昇殿、自庭上可退出、土御門内裏燒亡之時、師仲中將布衣云々、自餘雖多、依故人談注之、同抄春日祭使路頭條下云、隨身布衣、諸衛鷹飼ハ野口以前ヨリ、狩衣裝束ト見エタリ、不可混亂者也、私云、狩のよそひになをすといふ義可用之、裝束圖式云、狩衣紋無定例、浮文織物、冬は有裏夏は生、盛年は遠文、宿老は白裏も無憚歟、百練抄云、保元三年三月、近日藏人五位等、連署訴申、有文狩衣停止由、仍被許之、中右記云、寛治八年閏三月八日、近曾有新制、布衣烏帽子者、不可入陣中、

冠ニ狩衣着例

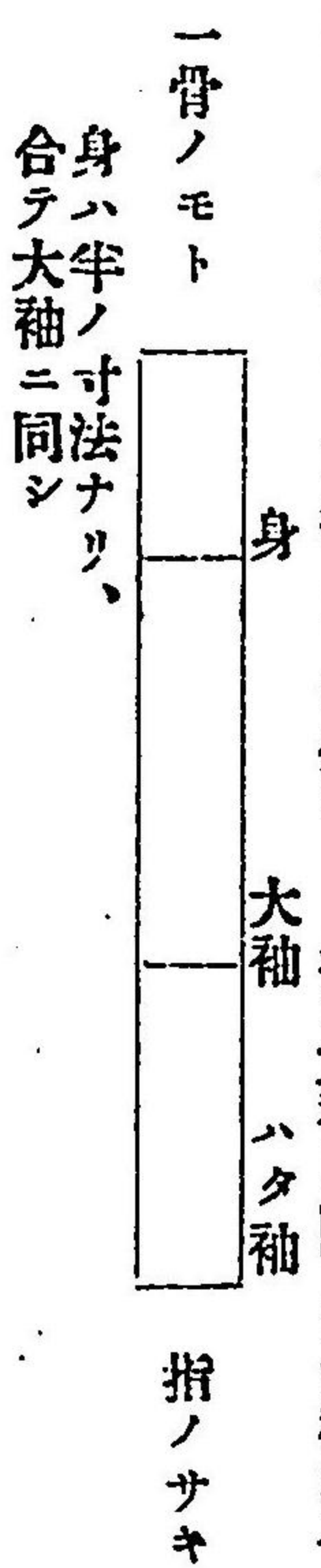
中院亞相通茂卿説云、冠ニ狩衣着用之事有之、天子御狩時着之、狩衣御狩ノ晴之故、不限院參云々、或記云、雲林院の謠に、狩衣に冠を着不審の事、故實を知らざる故なり、御狩の時には、冠を着る事あり、

狩衣着用例

西三條裝束抄云、將軍家、嘉祿四年七月廿三日、七條將軍在京ノ間、八幡宮參詣ニ、狩衣ヲ用ヒラル、應永廿八年正月、二ヶ日ノ晚飯ニ勝定院將軍、立烏帽子ニ狩衣ヲ用ヒラル、又云、永享九年四月廿三日、大染金剛院、時ニ大納言ニテ大樹へ參之時、狩衣ヲ用フ、又云、凡將軍家任槐以前、シバラク狩衣ヲ用ヒラルナリ、攝家モ亦任槐ノ後ハ、一向小直衣ヲ着シ侍ル事ナリ、吉部秘訓抄云、藏人佐家實着布衣、仰院御發心地勸賞事、建久元七八、同記云、午上參院、殿下以下群卿濟々焉、至于酉剋、不令發給、行宗僧都終日奉加持、遂令落給、有纏頭、御劔一腰、(納紺地錦袋)行宗出藝御所南弘庇候之、先是、藏人左衛門權佐家實、布衣立烏帽子、雖近習布衣不可然、况於揭焉日哉、奉勅、仰勸賞事、於御驗者、(法眼行事)又云、堅文紗鷹衣ハ、三條内府、(能長公)花太ニテ被着之、南京御幸等綾衣着之、木賊狩衣ハ不知之、看督長六人者、大嘗會御禊之時、前後長官具之、而太政入道(清盛)爲大理、勸伊勢公卿勅使之時、被示合、中院右府、(雅定公)答云、佐元ハ具二人、近代行幸具四人、准御禊之時例、城外之時具六人、何事有哉之由被示之、且可異他人之故云々、思此趣、左金吾(通親具之歟、非家例云々、能保卿、用閑院之例、基家卿殊以傾不可説、家々繁昌之處背大宮右府(俊家卿)之例、頗以遺恨云々、彼家ニハ、不具看督長也、此事未聞及之由申畢、

狩衣寸法

永綱裝束抄云、狩衣之事、長サ前一尺、後四寸實身にまさる、大臣以上如斯、公卿大略如是、大納言以下可有寸簡、殿上人以下前八寸後二寸、實身にまさる、地下輩などは猶みじかし、年少又可相計、廣サハ實身に一寸まさる寸法にて、一の骨より中指までの分なり、身は大袖ニ同、はた袖は一寸五分せばし、紙形にて可計、其紙形如此、



如此あつる間身は二ツ分也、只其の大袖の廣さを身にしろすべし、袖口の事、大袖は、ハタ袖の廣さを合て、猶二寸まさる、大臣以上なり、大納言以下、次第に可有了簡、殿上人は其寸法指に同、侍などは指にたらず、色々狩衣

袍地の狩衣

男裝束抄云、袍地ノ狩衣ノ時ハ、露手打也、小直衣同之、但小直衣ハ襦ノ付タルハ具、ツカザルハ草也、

紗狩衣

男裝束抄云、紗狩衣ノ時、裏ノ付キタルニハ、露ヨリ糸二筋ナリ、夏冬用之不苦也、

顯文紗狩衣

雅抄云、けんもんさは、わかき、おさなき、おとな、いろこそかはれ、つねにきるものなり、

襖狩衣

雜史云、襖狩衣、召具着服也、襖、裏付ノ狩衣也、衣文恩重訓云、狩衣、納言以下、殿上人地下皆着用、色不定、襖狩衣の下に、單被着用事もあり、又神事の時、淨衣を着給ふ事、狩衣に同し、

白襖狩衣

雜事抄云、しらあを、こき香花田等也、萌木海松色楢皮、など有歟、此色には、絹の狩衣着する年齢に同じ、常の布置にて、鱈袖を燃るなり、前後のすそをばひねらず、縫様も下具等も同前、色を付るに薄布がうつくしき也、袖のく、り生の白糸をより、二筋宛入る、なり、しだんに染だん、紫だん、十五或は十六迄さす、もえぎだん十六七より廿四五、或は三十計までさす、こうだん、廿六七或卅計是をさす、白糸は、六十計よりさす、是も官によるべし、白

あをのふんなり、色有る布衣には、老少只白糸の括也、又萌木だんをさすも、内々は苦しからず、夏冬通用なり、又晴の時二藍なしに、白生平組もさす、若人用之なり、白だんには、こはりをつかひても入る、又こはりもなく、つき通しても入るなり、仙洞も布衣を召さる、なり、光嚴院は、花田綺布の御狩衣を、夏冬常に着御ありしと云々、下具きぬの狩衣有りし、西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、左中將爲氏、薄唐綾白襖ノ狩衣、薄色ノ指貫、又云貞和六年九月廿八日、寶篋院將軍院參ノ時、白襖狩衣織物、鳥多須支ノ指貫ヲ着用セラレ、又云永享元年九月、普光院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日、供奉万里小路大納言、白襖狩衣、花田ノ織物奴袴、隆任朝臣、白襖ノ狩衣、文鴛丸紅打衣、又云永享元年九月廿七日、普廣院將軍、若宮祭禮日、經康、白襖ノ狩衣、文アヤ杉、紅打衣等各着用ス、雅抄云、しろあを、むらさきのにはひに、くれなるのひとへ、もえぎのきぬに、くれなるのひとへよし、これもさくらにては、いはひにはきるべからず、うすいろのきぬもよけれどもいれず、たゝあらむには、うすいろのきぬに、くれなるのひとへつねのことなり、むめのかりきぬにては、いはひにもきるべし、

織襖

西三條裝束抄云、織襖とは、狩衣二重織物と見えたり、保安五年二月十日、兩院七十二白河、七十四鳥羽(雪見の御幸、按察使(經實)唐蒲菊染襖、紅表袴、戸部(忠教)香織物、紫裏、紅衣、侍從中納言(實隆)濃香襖、紅黄衣、左衛門督青織物襖、紅衣、別當白唐織襖、白衣、新源中納言唐蒲菊襖、唐紅衣、左兵衛督唐蒲菊染襖、唐紅衣、新三位ヒハダ襖、衛府之人皆帶劔、保延五年十月廿一日、七十四代、鳥羽新院、高野御幸、御後、左衛門督通季卿、布衣、蒲菊染、青打裏襖、青鈍浮文織物奴袴、皇后宮權太夫師時、布衣、薄色固文綾襖、裏濃、十一月二日同還御、別當忠教、白綾狩襖、立涌雲、紅衣木蘭地奴袴、立烏帽子云々、裝束抄、傍抄頭書同文、

おりあを うすあを しろあを からかみ うすいろ
 雅抄云、これらは、みなしろきす、うすいろなり。おりかりきぬねりうらはつけぬことなり。又さぶらひ、もしはそ
 だいぶと思ふをりつけてもきる。うすあをのかりきぬには、うすいろのきぬよし、うすいろにて、しろきもあし
 からず、からかみ、又うすいろのきぬもよし、しろきもよし、おりかりきぬは、なつもふゆも、五位のためにいみ
 じき物なり、あさきのさしぬきにも、うすいろきたるにもよし。○頭番、うすいろのおりかりきぬは、上臈はき
 るまじきなり やしろのつかさやうのもの、このみてきるいろなり。雅抄云、うす物、けんもんざにおなじやう
 の物なれば、いろ、おとなもわかきも心にあり、いとをそめて、うすあをなどにおりたるが、あやのやうなる物、お
 りうす物といふは、藏人などもきる物なり。

むしあをのかり衣

雅抄云、むしあをのかりきぬ、うすいろのはりうらならば、山陰よけれども、秋のはじめに、黄なるきぬ、うらこき
 すはうのす、しのきぬなきひとかきねにて、わかき人のきたるよし、なか／＼秋過ぎて、としのうちにはしろき
 きぬよし、年かへりては、むしあをはきぬいろなり。あをいろ、からあや、けんもんざ、ふせんれうにても、う
 す色こきうらをつけて、はれにきる物なり、あをぐるといひしものは、むしあをがいますこしこきに、あをうら
 こけて、むさなきのきる物なり、からあや、しろあを、柳さくら、ひそく、しろあを、うすいろのきぬ、しろきぬをも
 によし、やなき又このきぬもによし、さくらのうらは、わかき人はこくてもきる、おとなしき人は、うす／＼と
 あかうらにつけてもきす、しろきぬ、つねはよしと思ふをり、くれなるやまぶき又よし。西三條裝束抄云、寛治
 二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、左衛門佐親繼、白襖ノ狩衣紅ノ衣薄色指貫、物具裝束抄云、比金襴狩衣、

(面タテ黒青、ヌキ黄、裏□□或説、タテキ、ヌキ黒青ト云々、是定説歟、)

ちやうけんのかり衣

雅抄云、おとなしき人のきる物なり、よりく、りをさしてきるなり、又そたいぶもさしてきる人あり、まことし
 く、おとなしくてきる人は、く、りさ、で、たもとぬひこしてもきるなり。

長絹鴈衣不可着綾衣事(張裏狩衣)

吉部秘訓抄云、長絹鴈衣、綾衣は不着之由承候ひき、一向近代人稱僻事之由、皆着之如何、答云、不可着とぞ知りた
 る、傍抄云、布衣張裏壯年之人用之、但舊例無過失、高年之人多着之、生白裏宿老之後用之、近來老少用之、可有
 差別事也、又云、張裏狩衣事、保元二中納言中將、春日祭上卿下向日、中山内府(干時中將宿老歟)着縹張裏狩衣、
 薄色指貫、白衣二、同單云々、

織狩衣

傍抄云、織狩衣事、仁安三正八殿記曰、大納言殿教命曰、四品之後、織狩衣雖令着、不得意、汝猶不可着、

浮織物狩衣

西三條裝束抄云、享徳二年二月九日、慈照院准后、時ニ大納言ニテ院參ノ時、紅ノ浮織ノ狩衣、文躰圖、紫ノ指貫、
 文鳥多須支ヲ着用セラル、

二重織物狩衣

西三條裝束抄云、永享元年同廿九日、普廣院將軍、若宮祭禮日、万里小路大納言、一重織物ノ狩衣、文菊枝、香ノ大
 帷、花田織物ノ指貫、

唐織物狩衣

西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、播磨中將顯方、唐織物ノ狩衣、紅葉ノ衣、薄色ノ指貫、

狂文狩衣

或記云、文ノ内へ、繪ヲ染入ルヲ云、

純子狩衣

高倉家傳云、是は今代の事にして、古代なき事なり、もうる縹珍も有り、何も略儀にして、袖括は平組なり、

染付狩衣事

世俗淺深秘抄云、可然日、年少人着、尋常地顯文紗、染付狩衣例也、裏共染付也、捻重也、

布狩衣

裝束拾要抄云、布狩衣は、極熱之比勿論、其後依時依人歟、西三條裝束抄云、布狩衣は、時と人によりて着之、

若公卿布狩衣之時可着單事

世俗淺深秘抄云、若公卿、着布狩衣事常事也、其時必着單也、着帷事非也、

單狩衣事

世俗淺深秘抄云、可然晴時、若殿上人着布衣日、單指貫着之也、又單顯文紗狩衣定事也、又有色單着之例也、綾之

單文如尋常、着單指貫時、結猶用腹白也、狩衣紐細縫也、

五位の狩衣

布衣記云、五位の狩衣の事、上品の宇治さらしの布に、白うすく粉を付て、一重狩衣也、袖のく、りは具に在前、次

指貫、平絹色は花田色也、裏は白絹に、のりよのり粉を付て、いかにもさやゆきはるべし、まちこしは生の上品の絹也、下結はねりくりの四くみなり、押折の時は上結、衛府時は下結也、かやうの事は、五位六位不相替、

六位狩衣仁和寺布

或人云、昔は仁和寺ニテ織タル由也、布衣記云、狩衣の事、六衣之狩衣は、面仁和寺布好也、裏練貫を付るなり、付色は主の年により、又は狩衣の色による、面裏同色をば二重と申、此色は紫蒔木の間也、主の年二十ばかりまでは可用也、次面蒔木裏白をば、とくさ色と申す、此色をば、主の年廿四五迄可用、次面紫裏蒔木をばひはた色と申也、次面こき蒔黄裏薄蒔黄をば海松色と申、次面紫裏白をば萩花色と申也、次面紫裏薄紫をば藤かさねと申すなり、卯花色、罌粟色、女郎花、尾花、白菊、ひは、櫻色、梅重、柳色、或面蒔木裏紫をば、松重と申、いろいろの名ごもあり、雖然近代此色失に由て知人なし、所詮面も裏も、其色のこきうすきによて、其名を申替也、いかに主の年によりて、其色をば好むべきなり、次に袖のく、りの事、六位にては、常式のまだらを、めすかのあつくみなり、五位の時布狩衣をば、已前に書きおくなり、打狩衣には平組たるべし、殿上人の狩衣のく、りと、同ものなり、

狩衣色目

狩衣色

三光院内府記云、松重、梅、柳、款冬、若苗色、卯花、罌粟、女郎花、朽葉、菊重、雪下、此外中々様不知其數候、此外唐織物、浮織物等各有裏、侍着用の時是を布衣と云、平絹指貫に着之候、雅抄云、かりぎぬのいろくやうく、おり物、すはう、もえぎ、しろぎ、こうばい、きなる、このいろごもは、わかくをさなき人、いはひにみなさるいろ共なり、

浮線綾はもえぎ、すはう、しろき

雅抄云、ふせんれうは、もえぎ、すはう、しろき、きなるもあり、わかき人常にきるものなり、このいろくは、おりものにおなじことなり、たゞしいはひには、からものは、うちまかせてはきぬ物なり、

狩衣四季通用色之事

男装束抄云、大概萌木、香、ヒハダ、紺薄色也、紫は何と用ても不苦也

梅

物具裝束抄云、梅狩衣、(面白裏蘇芳、自五節正月十五日マデ、年少人着之、) 四位五位裝束抄云、梅表白裏蘇芳、

花山院左大臣忠光公の説、正月十五日迄、年若人着用のよしなり、一條禪閣兼良公説、從十一月至十二月、今案、號

白菊十月用之、

紅梅

物具裝束抄云、紅梅狩衣、(面タテ紅ヌキ白、裏□自五節至正月着之、或説自立春着之云々、) 雅抄云、こうばい

のかりぎぬ、うらまさりにても、うすこうばいにても、もえぎのきぬくれなるのひとへ、むらさきにほひ、くれなるのひとへ、むらさきのうすやうしろきひとへ、これらをきたるよし、たゞしこうばいの狩衣は、としのうち、正月十五日のうちにきるべし、十五日すぎではきぬことなり、うすいろのきぬに、くれなるのひとへもよけれども、うすいろのきぬを、いはひにはきぬなり、

柳

西三條裝束抄云、柳、(表白裏青)文柳蠶繪、柳立涌、只又柳ヲ重文ニモ織ル、壯年以後人表練貫ヲ用フ、若年ノ人浮

織物也、物具裝束抄云、柳狩衣、(面白裏青、自正月至四月、祭日着之、) 四位五位裝束抄云、柳、表白裏青、三條

家の説、若人浮織物裝束、中年以後人表紋貫、忠光公説、從正月至四月祭日着之、兼良公御説、自冬至春、今案、四月號卯花用之、

櫻

四位五位裝束抄云、櫻、忠光卿説、面白裏二藍、兼良公御説、面白裏赤花、又裏蒲萄春用之、二條家説、表裏白、或紫、

號白櫻用之、物具裝束抄云、櫻狩衣、(面白二藍、春用之、自年少至壯年着之、)

櫻萌木

物具裝束抄云、櫻萌木狩衣、(面萌木裏濃二藍春用之自年少至壯年着之、) 四位五位裝束抄云、櫻萌木、二條家、

面白萌木裏紫春用之、中年以後不用、此色若年人用之云云、忠家公説、二藍、兼良公御説、裏赤花色、

樺櫻

四位五位裝束抄云、樺櫻、三條家説、表薄蘇芳裏濃蘇芳、若年人用之、中年已後不用之、忠定公説、面薄色裏二藍、兼

良公御説、面裏赤花也、

蘇芳

雅抄云、すはうは、うすきすはうに、うらこきすはうのきぬ、あをさひとへにても、こきひとへにても、むらさきのさしぬき、こきしたのほかまをきるべし、うらこきすはうのかりぎぬ、すはうのほひのきぬなりともひとへ、したのほかまおなじ事なり、かりぎぬすはうにても、萌木のきぬに、くれなるのひとへならば、紅の下のはかま、くるしかるまじ、おもて、すはうなりとも、かばさくらならんには、いはひのこにはきるべからず、又云、す

はうのかりぎぬ、六位はいつもさるべし、きぬはやがて、こきすはうもくるしからず、うすいろもよし、春うらやまぶきよし、西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、堀川中將基具、蘇芳ノ織物ノ狩衣、紅衣薄色指貫、

裏濃蘇芳

四位五位裝束抄云、裏濃蘇芳、三條家説面薄蘇芳、似樺櫻、四季通用、

花山吹

物具裝束抄云、花山吹狩衣、(面タテ紅ヌキ黄裏黄、春用之若人着之)、忠定公説、而タテ紅黄裏黄、春用之、兼良公御説、櫻葉色、西三條裝束抄云、花山吹(表朽葉、裏紅)文款冬立涌、款冬蠻繪、款冬唐草等也、老人不用之、

裏款冬

四位五位裝束抄云、裏山吹、三條家説、表黄朽葉裏青、忠定公説、表黄裏萌木、年若人着用之、兼良公御説、表黄裏紅、雅抄云、うらやまぶきのかりぎぬに、紫のほひ、くれなるのひとへも、又紫のうすやうに、しろさひとへも、えぎのきぬに、くれなるのひとへも、うへこきすはうにて、したへにほひて、あをさひとへも、うつくしき物なり、

藤

四位五位裝束抄云、藤、忠定公説(タテ青ヌキ黄)裏萌木、自春至四月、兼良公御説、面薄紫裏青、三四月、物具裝束抄云、藤狩衣、(面タテ青ヌキ黄、裏萌木、自春至四月着之)、

卯花

四位五位裝束抄云、卯花、四五月、色同柳、物具裝束抄云、卯花狩衣、(面白裏青、四五月着之)、

若鷄冠木

四位五位裝束抄云、若鷄冠木、忠定公御説、表裏共青、四月着之、諸抄有名無色目、物具裝束抄云、若鷄冠木狩衣、(面裏共薄青、四月着之)、

杜若

四位五位裝束抄云、杜若、忠定公御説、表(タテ黄ヌキ紅)裏青、四五月、兼良公御説、櫻葉裏青五月、

盧橘

物具裝束抄云、盧橘狩衣、(面タテ黄ヌキ紅裏青、四五月着之)

棟

四位五位裝束抄云、棟、忠定公御説、面薄色裏青、四五月着之、物具裝束抄云、棟狩衣、(面薄色裏青、四五月着之)

女郎花

四位五位裝束抄云、女郎花、忠定公御説、面(タテ青ヌキ黄)裏青、六月より九月、物具裝束抄云、女郎花狩衣、(面タテ青ヌキ黄、裏青、自六月至九月、

瞿麥

四位五位裝束抄云、瞿麥、忠定公御説、面薄蘇芳裏青、兼良公御説、表紅梅裏青、四五月六月着之、物具裝束抄云、瞿麥狩衣、(面薄蘇芳裏青、四五月着之)、

菖蒲

四位五位裝束抄云、菖蒲、忠定公御説、面青裏濃紅梅、四五月着之、物具裝束抄同文、

桔梗

四位五位裝束抄云、桔梗、忠定公御説、面二藍裏青、五六月着之、物具裝束抄云、桔梗狩衣、(面二藍裏青、五六月着之、)

萩

物具裝束抄云、萩狩衣、(面薄紫裏青、自六月至八月着之、)

紫苑

四位五位裝束抄云、紫苑、忠定公御説、面薄色裏青、從六月至九月、諸説同、物具裝束抄云、紫苑狩衣、(面濃薄色裏青、自六月至八月着之、)

紫

西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、(義教)春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、中納言紫ノ狩衣、文唐菱、

黃紅葉

四位五位裝束抄云、黃紅葉、忠定公御説、表黃裏蘇芳、從五月至五節着之、物具裝束抄云、黃紅葉狩衣、(面萌黃裏蘇芳、自九月至五節日着之、)

菊

物具裝束抄云、菊狩衣、(面白裏青、自八月至冬着之、) 西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、(義教)春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、實雅朝臣菊狩衣、文龜甲、紅打衣、無文ノ薄色ノ指貫、又云永享元年九月廿七日、普廣院將軍若宮祭禮日、雅親菊ノ狩衣、萌木ノ織物ノ衣、濃萌木ノ生指貫、政光朽葉ノ狩衣、

黃菊

四位五位裝束抄云、黃菊、忠定公御説、面黃裏青、自九月至五節、物具裝束抄云、黃菊狩衣、(面黃裏青、自九月至五節着之、) 西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮之日供奉、資益黃菊ノ狩衣、又色々ノ唐鳥ヲ縫フ、紅梅ノ織物衣、青キ練貫ノ指貫、文唐花ヲ縫フ、

移菊

四位五位裝束抄云、移菊、忠定公御説、面薄紫裏青、兼良公御説、表薄紫裏青、自十月至五節、物具裝束抄云、移菊狩衣、(面薄紫裏青)

白菊

四位五位裝束抄云、白菊、九十月、色梅同、

龍膽

四位五位裝束抄云、龍膽、忠定公御説、表蘇芳裏青、自九月至五月、物具裝束抄云、龍膽狩衣、(面蘇芳裏青、自九月至五節着之、)

枯色

四位五位裝束抄云、枯色、表黃裏青、忠定公御説、面黃裏青、從十月至翌年用之、兼良公御説、號枯色、面白裏薄色、物具裝束抄云、枯色狩衣、(面黃裏青、自十月至翌年三月着之、)

枯野

西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、土御門宰相中將雅家、枯野ノ狩衣、紅ノ薄織物ノ白キ

單、薄色ノ浮織物ノ指貫、

松重

四位五位裝束抄云、松重、三條家、表蒔木裏紫、忠定公御説、面青裏赤花、四季通用歟、年若人、至十五歳着之、兼良公御説、表青裏紫、物具裝束抄云、松重狩衣、面青裏赤色、四季通用歟、年少人、至十五歳着之、西三條裝束抄云、松襲、表蒔木裏紫、文松唐草、松疊繪、松菱等なり、老人此狩衣を用ひず、又松重は、四季通用の由見えたり、

二藍

四位五位裝束抄云、二藍、面裏同色、物具裝束抄同文、雅抄云、ふたあゐのかりきぬには、すゝしうらは、わろき物なればつけず、はりうらにもあるなり、きぬはくれなる、やまぶきこうばい、きなるもえぎ、うすいろなどもきれども、つねには、くれなるのきぬきず、やまぶきにあをきひとへよし、頭書云、紅葉、此いろは、裏のいろにあらず、こうばいのにはひに、くれなるのひとへよし、きなるにくれなるのひとへは、秋きるなり、つねにはきず、きぬを春きるには、きひとへをきるべし、もえぎにくれなるのひとへよし、うすいろにくれなるのひとへは、たもとのくろみあひてわろし、このきぬどもは、わかくをさなき人のかさねて、きるなり、すこしおとなだつ人は、しろぎぬよし、頭書云、すいしんは、てんどうきぬとて、あはひをさらはず、ひきかさねてきるを、あきすけの三位といひし人は、あまりすいしんをこのみて、うすいろのきぬに、きなるきぬかさねてきて、院へ参りたりければ、うすいろにしろぎぬかさぬるは、つねの事なり、これこそあまりのことなれとて、鳥羽の院わらはせ給けりとかや、たゞしうすいろにかがらす、おとなしき人の、紅葉の衣などきるほどの、一日のはれには、しろぎぬをかさねてきるは、常のことなり、つうしきぬとなつてたりとかや(コ殿御手ナリ) 西三條裝束抄云、寶治二年十

月十二日、上皇宇治御幸供奉、左衛門督實藤、二藍ノ狩衣、歎冬ノ衣、青單、薄色浮織物ノ指貫、

二藍布狩衣

物具裝束抄云、二藍布狩衣、(若少人着之)

薄色

四位五位裝束抄云、薄色、忠定公御説、於紫狩衣ハ、不謂夏冬必可用生裏也、物具裝束抄同文、西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、新藤中納言、薄色ノ狩衣、又云、永享元年九月、普廣院將軍春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、誅太夫康任朝臣、薄色ノ狩衣、文竹節赤大帷、

薄青

四位五位裝束抄云、薄青、忠定公御説、表裏同、中年以後用白裏、兼良公御説、經白緯青、物具裝束抄同文、西三條裝束抄云、薄青裏、(同色)若年壯年はヲ用フ、老者はヲ用フル、白裏ハ古ハ顯職ナラヌ人ハ、用ヒガタキ様ニ見エタリ、又云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、行當薄青ノ狩衣紅打衣、

朽葉

四位五位裝束抄云、朽葉、忠定公御説、表タテ紅ヌキ黄裏黄、今案、青朽葉、黄朽葉、赤朽葉色々有、物具裝束抄云、朽葉狩衣、(面タテ紅ヌキ黄裏黄也) 雅抄云、くちばのかりぎぬ、ねりうら、すゝしうらつねのこと、きなるきぬれども、よなるはいたくさだまりたり、うすいろしろぎぬ、あしからず、西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、若宮祭禮ニ、行當、朽葉ノ狩衣、明豊、花田ノ狩衣、緋紫紅打衣、薄色ノ浮文指貫、

黄朽葉

西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、經康、黃朽葉の狩衣、文龜甲等オノノ着用、
きくちばのひねりかさねたる狩衣

雅抄云、大臣殿、五位の少將にて十五六のは、いまだむらさきのさしぬき、きさせ給ひしとき、鳥羽の城南寺の
くらへむまの口、きくちばのひねりかさねたる御かりぎぬ、をみなべしのすゝしのきぬ、しろきひとへに、うすい
ろのさしぬきの、あをきうらつきたるを、徳大寺殿、きせまのらせさせ給ひたりければ、鳥羽院、かやうのなりは、
この世には、いまはいともみえぬを、めづらしくいみじとぞ、おほせられける、

檜皮

四位五位裝束抄云、檜皮、三條家説、面裏同式、裏花田、忠定公御説、面紫裏同、老人ハ用白裏、兼良公御説、表蘇芳
濃キモ有リ、裏花田、物具裝束抄云、檜皮狩衣、(面紫裏同、宿老人用白裏) 西三條裝束抄云、寶治二年十月十
二日、上皇宇治ニ御幸、供奉、内藏頭隆行、檜皮織物狩衣、文松皮、黃柳綾衣、薄色指貫、

ひはだいろのしろうら

雅抄云、ひはだいろのしろうらと云ふは、あかいろにしろうらのつきたるなり、是もうすいろ、しろぎぬかさね
て、おとなしき人のきる物なり、此みるいろ、あかきかう、にがいろなどは、なからおとな、もしはわかきもきる、
このいろノ着ぬほどの、おとなもあり、

白裏

傍抄云、白裏狩衣、平治元春日祭、上卿下向日、中山内府(于時中將)着縹白裏白衣白單云々、又云、白裏狩衣事、
或書曰、白裏狩衣ハ、故人雖老猶憚之、近代聖見多着之、俊成入道、沉淪不居顯官、叙四位、及四十之後、着白裏

狩衣、侍從大納言(成通卿)參會院見之、白裏狩衣キサセ給ナトテ被流涕、是衰老失前途之由歟、以之思之、侍從少
將等更不可着歟、近代公衡、兼宗、忠季等、侍從少將之時皆着之、西三條裝束抄同文、四位五位裝束抄、同文

白張狩衣

雅抄云、はういの事は、さんだい、さたなければども、六ののしらはりのかりぎぬに、さら、ふるひてまゐることは、五
月七月などの、しをれたるにきることなり、ふゆなどきるは、うたてきことなり、西三條裝束抄云、着白裏之時、
帯白帶恒例也、

白色

四位五位裝束抄云、白色、三條家説、若年人は、浮織物浮線練薄物等也、中年以後唐綾和綾顯文紗の薄物、(老人
も用之也)練緯、(老人も用之)裏若年張裏、中年以後綾生紫之類、其文不定、各表裏色目の事、家々説々意巧區々に
て、一概にのへがたし、猶古記の色目さま々ありといへども畧之、西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、
春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、雅親、地白ノ一重狩衣、萌木ノ織物ノ衣、縫物アリ、生付色ノ指貫、又云、永享元年九
月廿七日、普廣院將軍、若宮祭禮ノ日、教賢、地白ノ織物ノ狩衣、文菊ノ枝萌木ノ織物ノ衣、生指貫、

白布狩衣

西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、頭右大辨顯朝、香の織物ノ狩衣紋菱、無文ノ堅織物指
貫、

香色

西三條裝束抄云、文明十五年正月十日、諸家ノ參賀、常徳院將軍、香ノ浮文ノ狩衣、薄色ノ鳥多須支ノ指貫ニ、腹白

ノ緋ヲ用之、又云、永享元年九月廿七日、普廣院將軍、若宮祭禮日、新中納言、薄香ノ狩衣、花田織色ノ指貫、
香布かりきぬ

雅抄云、かうのぬのかりきぬ、つねのことなり、されども院のくら人などにて、おそくうちへわたりなどして、さ
かりすぐれば、右のたもとぬひこして、しろき、ぬ、あをきひとへなどをきてあるを、うたへありとは、ふるくは
申しけんぞ、五位もしらはりのぬのかりきぬは、なつはきるにあしからず、かうのぬのかり衣、又つねのことな
り、六位もつねは、こと、あることには、うやをかくべきなり、近代か、ぬふしきなり、五位も、しうのおまへなど
へまゐるとては、さうなくうやをかきて、ふみく、みをして、ふるくはまいりけるなり、

花田

四位五位裝束抄云、花田、表裏同、老人白裏、四季通用、物具裝束抄同文、西三條裝束抄云、花田、裏表色同ジ、花
田ト號シテ、表裏トモニ同色也、壯年ノ人ハ張裏、中年ノ人ハ生裏、老者ハ白裏、十五以前人ハ之ヲ用ヒズ、是モ四
季通用ノ狩衣ナリ、又云寶治二年十月廿一日、上皇宇治ニ御幸供奉、權大納言實雄、花田ノ織物ノ狩衣、文鳥黃
色、同單、薄色ノ固織物ノ指貫、

又云、永享元年九月廿四日、普廣院將軍、若宮祭禮ノ日、勸修寺中納言薄花田ノ一重狩衣、鶴菱香ノ大帷、麴塵色指
貫、

こきはなだのかりきぬ

雅抄云、すゝしうらはわろし、ねりうらのよきなり、きぬはふたあゐのにおなじ、あゐ色はいづれもきるべし、はな
だのしろうらは、をさなき人はきす、きぬも又、いたくくれなるやまぶきなど、いろこきは、すゝしうらにはわろ

し、きなるしろきなどよし、

赤色

物具裝束抄云、赤色狩衣、面赤裏二藍、年少人着之、四位五位裝束抄云、赤色、二條家説、若年壯年人等用之、四季
通用、忠定公御説、面赤裏二藍、年少人着之、兼良公御説、面(タテ紫ヌキ赤)、西三條裝束抄云、永享元年九月、普
光院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、政光、赤色ノ唐物ノ一重狩衣、紅打衣、禁色指貫、

萌黄

物具裝束抄云、萌黄狩衣、(面裏同、年少人着之) 西三條裝束抄云、萌木裏オシ色、春夏是ヲ用フ、多クハ若年ノ着
用スル狩衣ニテ侍ルナリ、雅抄云、もえぎのかりきぬにて、くれなるのにはひに、こうばいのひとへ、紅のうす
やうに白ひとへ、うすこうばいにあをきひとへもくるしからず、又やまぶきのにはひに、あをきひとへにきなる
ひとへもよし、されどもさくらもえぎなどにては、いはひにはきす、雅抄云、もえぎ狩衣、はりうらなれば、やま
ぶきうすいろよし、きなるきぬは、こころうしきめかしくてわろし、やまぶき[□]あをきひとへならねども、こころ
すきにわたるひとへよし、うすいろ、またふたへにくれなるのひとへならねども、しろきぬかさねて、しろきひと
へにてもきる、あかいろはうすいろうらなれども、うすいろのきぬ、やまぶきつねのことなり、わかき人もえぎの
きぬにくれなるうつくし、西三條裝束抄、文明十四年四月十九日、後妙法壽院關白、時二十二才、左近少將ニテ
元服ノアクル日、將軍へ參賀ノ時、萌木浮文ノ狩衣、(文松鶴裏紫)紫織物指貫、龜甲綾單衣、文菱、紅下袴等ヲ着用
シ侍ルナリ、又云、寶治二年十二月、上皇宇治御幸供奉、皇后宮權太夫(師任)萌木ノ狩衣、紅ノ衣、白キ單、薄色
ノ浮織物ノ指貫、又云、永享元年九月廿七日、普廣院將軍、若宮祭禮ノ日、實雅朝臣、萌木ノ紗ノ一重狩衣、文菊

ノ枝、紅打衣、薄色ノ指貫、文藤丸、又云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、嗣光、蒔木狩衣、紅打衣、織色指貫、又云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、明豊、蒔木狩衣、紅打衣、禁色指貫、又云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、教賢、蒔木ノ狩衣文松立涌、生付色ノ指貫、

海松色

四位五位裝束抄云、海松色、忠定公御説、色青黒、如海松、裏白、宿老人着之、兼良公御説、表蒔木裏青、物具裝束抄云、海松色狩衣、(面青黒如海松、裏白、宿考人着之、)

木賊

雅抄云、わかき公卿も、とくさのかりぎぬさるときは、うすいろのきぬに、しろきぬかさねてきるには、うすいろのさしぬさるほどの、よはひなれども、くるしからすとぞ、とく大じ殿おほされし、(故殿の御手也)

とくさ うすいろ うすはなだ しろあを

雅抄云、とくさ、うすいろ、うすはなだ、しろあを、このいろくしろうらつけて、しろきぬ、しろきひとへ、おとなしき人みなさる、たしはりうらは、うすはなだ、しろきにはつけてもさる、つねのことなり、しろあをのしげもんなどにてあるに、はりうらなごつけては、いたくおとなしき人はきす、みるいろのしろうらは、わかき人はきす、なからおとなの、しろきぬも、うすいろのきぬも、かさねてきたるよし、

蒲萄色

西三條裝束抄云、永享元年九月廿七日、普廣院將軍、若宮祭禮ノ日、山科宰相、蒲萄色ノ狩衣、織色指貫、

縹打ノ狩衣

西三條裝束抄云、寶治二年十月十二日、上皇宇治御幸供奉、堀川少將具氏、縹打ノ狩衣、色々ノ糸ヲ以テ菊ヲ置ク、紅ノ衣染紫ノ指貫、

大紺地狩衣

西三條裝束抄云、永享元年九月、普廣院將軍、春日詣諸堂巡禮ノ日供奉、山科宰相、大紺地ノ狩衣、香ノ大帷、麴塵色ノ指貫、

黄狩衣

西三條裝束抄云、永享元年九月廿七日、普廣院將軍、若宮禮祭ノ日、永豊朝臣、黄狩衣、文尾長鳥、紅打衣、生ノ蒔木指貫、隆任朝臣、黄綾狩衣、アヤ杉紅打衣、諸大夫康任朝臣、黄狩衣、文紅葉ノ散葉、

櫛のかりぎぬ

雅抄云、はじのかりぎぬ、うすいろのかりぎぬ、あきのはじめに、すしのきぬに、ひとかさねにても、ねりぎぬにてもよし、しろきぬよし、

紫纈狩衣

或記云、結染也、大纈鷹飼、結様雄結雌結アリ、大纈ハ雄結也云々、

あかきかうのうら

雅抄云、あかきかうのうらしろき、このいろ、わかき人も、うすいろのきぬにも、しろきぬもよし、またおとなしき人もきてん、

秘色のかりぎぬ

雅抄云、ひそくのかりぎぬ、うすいろうらなり、これもつねは、しろきぬよしと思ふをり、くれなゐやまぶき、又つねのことなり、秋はひそくに、うすあをうらつけて、こぐりいろとて、おとなしき人はきるなり、これらは、五位はみなきる物なり、ひそくは、なほ一日のはれにきるいろなり、その、ちはげにても着てん、これにあらずして、はじめより、しろぎぬなどには着ず、(故殿の御手也)

にがいろのうすいろ

雅抄云、にがいろのうすいろ、うらつきたるは、わかき人、うすいろのきぬも、きなるもしろきも、かさねてきれども、うすいろは、くろみおひたるやうなり、きなるきぬは、秋のはじめなど又中々三月にきる物なり、

いとゆふむすびかりぎぬ

雅抄云、いとゆふむすびかりぎぬ、をさなき人の、やなきさくら、むめなどにてきる物なり、

摺衣

源氏行幸卷云、世にめなれぬすり衣みだれきて、○河海抄云、すり衣は、狩衣の事なり、伊勢物語云、かすが野の若紫のすり衣、しのぶのみだれかざりしられず、花鳥餘情云、昌泰元年十月、交野行幸、左方鶴飼着赤白椋摺衣、右方鶴飼着青白椋摺衣、或記云、承保三年、大井川行幸、鶴飼兩人、鷹飼皆雲客也、巻櫻、色々狩衣、袴唐錦、腰鞆御袋云々、鷹飼隨身四人、錦帽子狩衣袴、腹纏御袋云々、以上各具犬師着帽子、今案、諸衛鷹飼装束、先例聊不同也、亦はいたか飼と、大鷹飼との狩衣も不同なり、昌泰ノ記ニ、赤白椋ト云ハ、赤色ノ事ナリ、黄楳ト茜トニテ摺タル狩衣也、青白椋トハ青色ノ事也、荆安ト紫トニテ摺タル狩衣也、袴ハ絹ノ指貫、玉帯、巻櫻之冠、劔ハ尻鞆有、此

外唐錦接腰鞆等、承保記ニ見ニ、李都王記云、自路入野日、鷹飼王卿列此持鷹、員外鷹飼伺候、武家着青摺衣者四人、摺衣者從何所扈從也、又諸瀬鷹飼親王公卿摺布衣、

凶服

青鈍狩衣

源氏須磨卷云、ゆるし色のきがちなるに、あをにびのかりぎぬさしぬき、○花鳥餘情云、ゆるし色のうちき、青にびのさしぬきといはんとて、かやうにかけて、先この色をい出して、後に衣裳の名をあかせり、ゆるし色はうす紅をいふなり、青鈍は、花田あをのまじれる色なり、一本にゆるし色のきがちなるにどあり、うす紅の黄なるかたによれるを云ふなり、三善清行、請禁深紅衣服、奏議云、但淺紅輕黃未及火色者、不在制限云々、黄がちなるとは此事なり、河海に、黄衣の證文をひかれたるは、あやまち侍るなり、又一本青にびの狩衣さしぬきとあり、うちぎぬ、かりぎぬとかきかへたるばかりなり、心得同じきなり、

鈍色布衣

玉葉(壽永五七二十四日)大將除服、着無文鈍色衣、

服者布衣

西宮記曰、無正家司職事者、卅九日間布衣、

布狩衣

衣文愚童訓云、布衣號小雜色、本儀用布並平絹也、布衣狩衣、裁縫無差別、本同物也、但有位の人無紋、無位の人無紋也、故布衣の狩衣在差別云々、又云、布衣號雜色、烏帽子(風折)指貫、(淺黄)布衣腰帶小刀(武家用之)又布衣

隨身あり、着布衣單等、弓箭を帶す、大概如衛府長敷、是諸家の公卿、被兼衛府官の時、依事無具之、當代裝束抄云、布衣、無官の侍着之、色は萌木か花色かなり、紫の外は何にても不苦、今見るに大形右二色也、狩衣との仕立様之違、布衣は袖下をふさぐ、狩衣は袖下を明るなり、雜史云、近世片色多は花色、差別指貫は平絹なり、又云、布衣北方色也、色は不定、或記云、地は平絹歟、當世は防色歟、一條家布衣はぬのなり、無官の侍着之、色は萌木花色也、紫の外は何にても不苦、當時大方右二色也、狩衣と仕立違、布衣は袖下を塞ぎ、狩衣は袖下ヲ明也、師説云、袖の下寒明不審、塞は後世之製乎、雅抄云、ふたあゐ、もえぎ、あをに、くちば、かう、すはう、うすあを、をみなべし、こん、はなだ、しらはり、このいろくのぬのかりぎぬ、殿上地下の六の、つねにきる物なり、このなかにも、ひとへかりぎぬにてきるいろは、かう、あをに、くちば、もえぎ、すはう、しらはりなり、ふたあゐ、をみなべしなど、は、うらつかではむろし、をみなべしはす、しうら、ひねりかさねてよし、頭書に、内大臣殿は、ふたあゐのぬの、ひとへにて、ありいろのさしぬき、鳥羽の院の、六月の御逆修に、きさせ給ひたりけり、中將の御時なり、(やがてこの殿の御手なり)此別當殿(此の別當は、實家の事か)のきんじきの中將のころ、しらはりのぬのかりぎぬを、うすいろのさしぬきに、き給ひたりしをば、ある人、上臈のぬのかりぎぬは、そめてをきることなり、しらはりは、きぬことなりとぞ申し、もろもとぞ申し物しりに、外記のことなどにはにすや、され共宇治の入道殿のをほせなご、よくおぼえたりし人なり、又云す、しうらはりはわろければ、はりうら、すこした、かに、はたぬひたるもわろし、このみきるへからす、くちば、す、しうらもうつくし、あかくちばひとへにて、す、しうらつけたるは、うすくちばのきうらつけたるは、もえぎのきぬもうすいろも、又なつす、しひとへにもうつくし、あをに、もえぎ、やまぶきのきぬも、うすいろも、又なつす、しひとへにてもよし、いつもきるいろなり、うすあを、し

ろうらひねりかさねて、うすいろやまぶきのきぬ、なつす、しひとへにもよし、をみなべしは、六月七八月など、はなちてはきぬものなれば、すはうのしろうらの、す、しのきぬなごよし、しらはりは、六位は、五月七月などにきるものなり、常にはきす、かうのかりぎぬはいつもきる、をみなべし、うすいろのきぬ、もえぎなごよし、なつす、しのひとへにても、うつくし、こむ、ふたあゐは、しめらぬものなれば、なつあつきころ、す、しのひとへにきたるうつくし、ふゆはいたくきす、このなかに、こむふたあゐに、ありいろのさしぬき、かうのかりぎぬもおなじ、さしぬきなごには、かむたちめも、はれなごにきるものなり、しらはり、かう、こむ、ふたあゐは、五位もきるものなり、ぬのかりぎぬには、これこそつねに五位のきるしらはりを、つねにきることはせず、きんたいふゆもきる、いはれぬことなり、可成談云、六位の裝束ヲ布衣ト云フナラハ、カリ布衣ハ無官無位の稱也、サレバ布衣ト云フベキ様ナシ、物語類等フエト云フ也、縫腋ナルニヤ、延喜式ニ、縫腋ヲキルト有リ、形ハコトナレド音通ヘルイブカシ、○有本案、此説ノ通、布衣ハ無官位ノ人ノ服也、神社ニテ掃除ナドヲスルモノヲ、神人共黃衣共云也、黃衣ハ布ノ黃狩衣ニテ、黃ナルハ無位ノ服色也、合條ニ見エタリ、古記ニ五位以上ハ織物、六位以下ハ無文、定タル制ナリ、衣服ノ書ニハ、布衣ト書テ狩衣ト訓ゼリ、布衣モト庶人ノ服ナリシ、御狩時、高貴ノ人ノ、下賤ノ人ニマギレサセ玉フタメニ、布衣ヲ召サレシヨリ、狩衣トテ、貴人モ着シ玉フヨシ、今官位有ル人ノ着スルハ、狩衣ト云ヒ、有文ヲ用ヒ、無位ノ人ノ着スルヲバ、布衣ト云テ平絹布ヲ用フルコトナリ、又縫腋ノ袍ハ、關腋ノ袍ニ對シテ名付テ、別ノコトナリ、博覽タリト云ヘドモ、衣服ノコト迄ハ及バレヌニヤ、或記云、大概花色萌黃也、一條サマハ黃衣、無位ノ黃袍ノ心歟、或記云、無位之時服、攝家ニテモ、清花ニテモ、堂上ニテモ、近衆以上ノ侍着也、

東武布衣供

或人云、侍從以上布衣白丁、國家ノ四位モ連也、

主進退之事

布衣記云、主の進退の事、立烏帽子に狩衣風折、下着之事、夏は白冬は練貫たるべし、

腰帶

裝束深秘抄、狩衣條下云、腰帶、或云宛腰、狩衣ノ色ニ隨テ其切ヲ用、

傍抄云、白重之間布衣帶事、或書曰、着白重之間、雖布衣用白帶例也、

袖結

傍抄云、薄平結、或書云、三十四五以後人、不可着歟、

裝束集成七之卷終

明治三十三年十一月十日印刷
明治三十三年十一月十五日發行

故實叢書

編輯者 今泉定介

發行者 吉川半七

東京京橋區南勝馬町一丁目十二番地

印刷者 野村宗十郎

東京京橋區築地三丁目十五番地

印刷所 株式會社東京築地活版製造所

東京京橋區築地二丁目十七番地

192
55

